

1 こどもまんなか熊本・実現計画（基本方針編）素案たたき台

2		
3	第1	はじめに.....1
4	1	計画の策定までの経緯.....1
5	2	計画の位置づけと期間.....2
6	3	こども・若者、子育て世代等に関する本県の現状と課題.....2
7	4	計画が目指す「こどもまんなか熊本」.....8
8	第2	計画に関する基本的な方針.....10
9	第3	「こどもまんなか熊本」の実現に向けた重要事項.....11
10	1	こどものライフステージに応じた支援.....11
11	(1)	ライフステージを通じた支援.....11
12	(2)	こどもの誕生前から幼児期までの支援.....15
13	(3)	学童期・思春期の支援.....16
14	2	若者の夢が実現できる環境整備.....22
15	(1)	高等教育の修学支援、高等教育の充実.....22
16	(2)	就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組み.....22
17	(3)	魅力的な地域づくり等.....23
18	(4)	悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実.....24
19	3	希望を叶える結婚・妊娠・出産への支援.....24
20	(1)	結婚支援.....24
21	(2)	不妊治療等の支援.....25
22	(3)	出産支援と産後等の支援.....25
23	4	あらゆる家庭のニーズに応じた子育て支援.....27
24	(1)	子育てや教育に関する経済的負担への対応.....27
25	(2)	地域や家庭でこどもを育成する安全・安心な環境の構築.....27
26	(3)	安心して働ける職場環境づくり等.....28
27	(4)	ひとり親家庭への支援.....29
28	5	特に支援が必要なこどもへの支援.....30
29	(1)	こどもの貧困対策.....30
30	(2)	障がい児支援・医療的ケア児等への支援.....31
31	(3)	児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援.....32
32	(4)	こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組み.....35
33	第4	こども施策を推進するために必要な事項.....37
34	1	こども・若者や子育て世代、保育・教育の現場で働く方など当事者・関係者の意見反映.....37
35	37
36	2	こども・若者、子育て当事者を支援する人の確保・育成・支援.....38
37	3	こども・若者、子育て当事者にやさしい社会づくりのための気運醸成.....39
38	4	その他のこども施策の共通の基盤となる取組み.....40
39	5	施策の推進体制等.....41
40	別添	教育・保育の提供体制.....45
41	別紙46
42	1	「こどもまんなか熊本」の実現に向けた数値目標.....46
43	2	こども、若者、子育て当事者の置かれた状況を把握するための指標.....47
44	参考資料52
45	1	第2期「くまもと子ども・子育てプラン」における進捗状況.....52
46	2	相談窓口.....60
47		

1 第1 はじめに

2

3 1 計画の策定までの経緯

4

5 (令和5年度(2023年度)までの経過)

6 本県では、平成19年(2007年)の熊本県子ども輝き条例(熊本県条例第54号)¹の制定以来、
7 すべての子どもが輝く熊本の実現に向けて、こどもの育ちの環境づくり、教育環境の整備その
8 他こどもに係る施策を、計画的かつ総合的に推進してきました。また、平成24年(2012年)
9 8月の子ども・子育て支援法等の制定を踏まえ、平成27年(2015年)に「くまもと子ども・
10 子育てプラン」を策定し、その第2期プランの期間を令和7年(2025年)3月までとしていま
11 す。

12 国においては、令和5年(2023年)4月1日、こども基本法²が施行され、都道府県はこども
13 も大綱を勘案して都道府県こども計画を定めるよう努めるものとされています(第10条第1
14 項)。

15

16 (策定年度(令和6年度(2024年度))の経過)

17 令和6年(2024年)5月29日、知事を本部長とする県庁内の横断的な政策推進組織である
18 「こどもまんなか熊本」推進本部会議を開催し、県こども計画の案の作成に当たり、同推進本
19 部から熊本県子ども・子育て会議³に対し今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針
20 や重要事項等について意見照会し、熊本県子ども・子育て会議において、こども大綱を勘案し
21 つつ、こども未来創造会議でこども・若者や子育て世代、保育・教育の現場で働く方など当事
22 者・関係者から聴取した意見等を踏まえた上で、こどもや若者⁴、子育て当事者⁵の視点に立っ
23 て具体的な議論を進めることを決定しました。

24 令和6年度(2024年度)は、令和5年度(2023年度)に実施した県民アンケート⁶やこども・
25 若者等とのグループインタビューに加えて、こども未来創造会議においてこども・若者や子育
26 て世代、子育ての現場に携わる関係者等と直接対話しながら意見を伺うとともに、県庁内の若

¹ すべての子どもが輝く熊本の実現に向けた取組みに関し、基本理念を明らかにするとともに、その基本となる事項を定めることを目的とする条例です。

² こども基本法では、次代の社会を担う全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すこととされています。また、「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされており、本計画における「こども」の定義も同じとします。なお、法令等で「子供」又は「子ども」と表記されている場合を除き、本計画では、「こども」と表記しています。

³ 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項等を調査審議することを目的とし、子ども・子育てに関わる有識者で構成しています。

⁴ 「若者」については、法令上の定義はありませんが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとします。

⁵ 子育て当事者はこどもを養育する者のことをいいます。

⁶ 広く県民の子育て環境や意識の実態、若年層が熊本に定着するために必要なもの等を把握し、各世代、未婚・既婚者、地域毎の実情にあった効果的な政策を立案するための基礎データの収集を目的とし、県内在住の若者、子育て世代を対象に実施したWebアンケート調査です。(回答者数：12,408人)

1 手職員を「こどもまんなか応援団」として当事者目線での意見を聴取しました。これらの意見
2 を踏まえつつ、熊本県子ども・子育て会議において計画の内容を審議し、9月に中間整理を行
3 いました。その後、中間整理に対するパブリックコメントに加え、こども未来創造会議等で意
4 見を伺いました。

5
6

7 2 計画の位置づけと期間

8

9 この計画は、既存の第2期「くまもと子ども・子育てプラン」を包括的に見直し、こども基
10 本法第10条に基づく「こども計画」として位置付けるとともに、子ども・若者育成支援推進
11 法第9条に規定する子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律
12 第10条に規定する計画、子ども・子育て支援法第62条に基づく子ども・子育て支援事業支援
13 計画及び次世代育成支援対策推進法第9条に基づく行動計画と一体のものとして策定⁷し、こ
14 の計画の期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）の5年間とします。

15 なお、「こどもまんなか熊本・実現計画」の構成は、今後5年程度を見据えた熊本県におけ
16 るこども施策の基本的な方針等を定める「基本方針編」と、これに基づき具体的に取り組む施
17 策を中心にまとめる「具体施策編」の二部構成とし、「具体施策編」は毎年改定します。

18
19

20 3 こども・若者、子育て世代等に関する本県の現状と課題

21

22 (1) 本県のこどもの状況に関する留意事項

23

24 悩みを相談できる人がいると答えたこどもの割合は72.6%にとどまったほか、普段の生活
25 の中で、幸せな気持ちになることがよくあると答えた児童生徒の割合は小学校（公立）で
26 47.2%、中学校（公立）で38.8%にとどまりました（令和5年（2023年）熊本県子どもの生
27 活に関する実態調査、文部科学省全国学力・学習状況調査）。

28 相対的に貧困の状態にある子育て家庭の割合は13.3%であり、特にひとり親家庭は40.9%
29 と高くなっています（令和5年（2023年）熊本県子どもの生活に関する実態調査）。

30 小学6年生のうち世話をしている家族がいると回答したのは6.3%であり、そのうち頻度が
31 「ほぼ毎日」なのは55.7%となっています（令和4年（2022年）熊本県におけるヤングケア
32 ラーの実態に関する調査）。

33 令和5年度（2023年度）の熊本市児童相談所対応を含む県全体の児童虐待相談の対応件数
34 は2,739件で、過去最多だった令和4年度（2022年度）（2,764件）と同水準でした（児童相
35 談所における児童相談の現状）。

⁷ こども基本法では、都道府県こども計画は、都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた
対策の推進に関する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成するこども施策関係計画と一体
のものとして作成することができるとされています（第10条第4項）。

1 児童養護施設や里親家庭等で過去生活をしてきた方・現在生活している方のうち、「自分の
2 生き立ちを考えて、結婚、恋愛、友人、職場において後ろ向きな気持ちになることがある」と
3 答えたのは41.7%に及びます（2023年度熊本県社会的養護自立支援実態把握事業）。

4 令和5年度（2023年度）における小学校・中学校での1,000人当たりの不登校児童生徒数
5 は40.8人であり、全国平均31.7人より多い状況です（令和5年度児童生徒の問題行動・不登
6 校等生徒指導上の諸課題に関する調査）。

7 令和5年度（2023年度）における小学校・中学校・高等学校・特別支援学校での1,000人当
8 たりりのいじめの認知件数は31.0件であり、全国平均57.9件より低いです（令和5年度児童生
9 徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）。

10 本県では令和5年（2023年）に10～19歳のこども・若者9人が自殺しており、10歳代から
11 30歳代までの死因の最多は自殺となっています（令和4年人口動態調査報告第2部統計編（第
12 10表））。

13 本県における令和5年のインターネット利用に起因する非行少年数は14名、福祉犯の被害
14 少年数は25名に及び、非行も被害も児童ポルノ事犯が最も多くなっています（熊本県警調べ）。

15

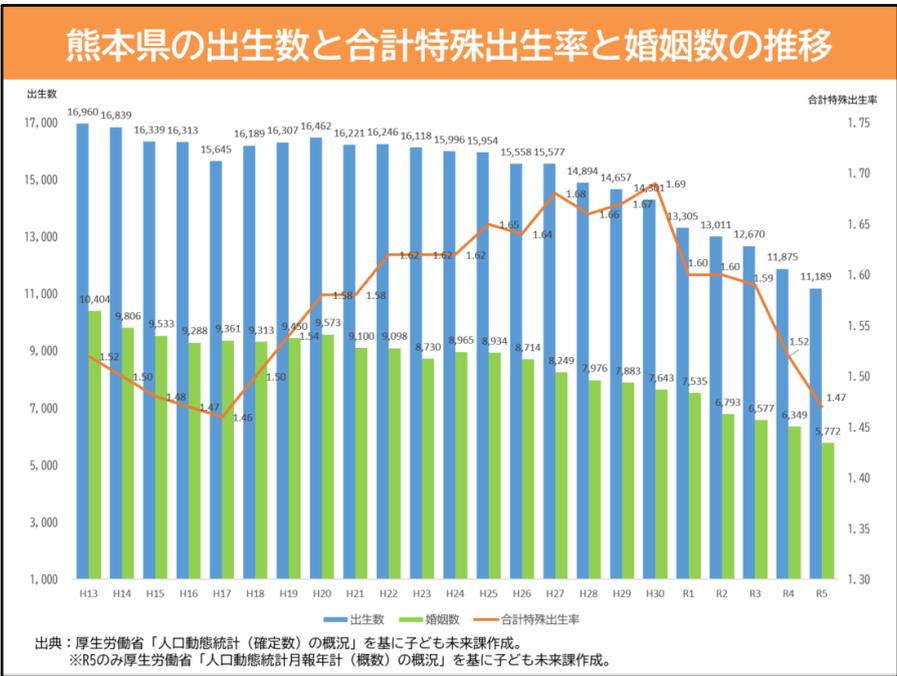
16 (2) 少子化と人口構成の推移

17

18 令和5年（2023年）の本県の出生数（概数）は11,189人であり、概ね婚姻数の減少と並行
19 して減っており、8年連続減の状況です。

20 令和5年（2023年）の本県の合計特殊出生率（概数）は1.47であり、全国の1.20を上回
21 ってはいますが、平成30年（2018年）以降低下が続いています。

22

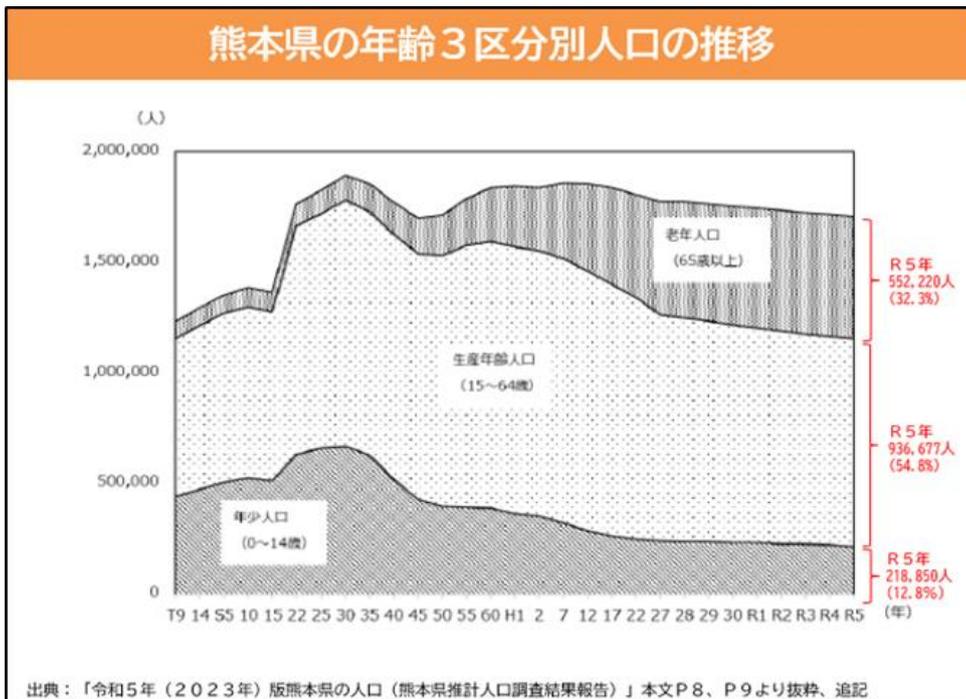


23

24 令和4年（2022年）の市町村別の出生数で見ると、県内出生数の48.8%を熊本市が占めて
いる一方で、10名未満の出生数の村が3村あります（令和4年人口動態調査報告第2部統計

1 編)。

2 本県の年少人口（0～14歳）の割合は年々減っており、令和5年（2023年）時点の全人口
3 に占める割合は12.8%でした。



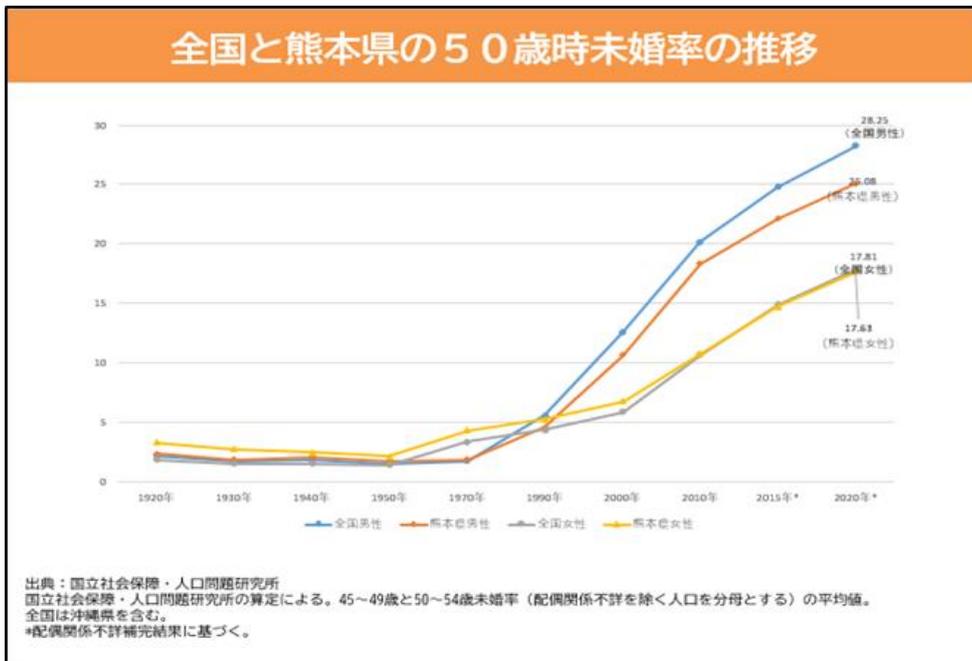
4

5

6 (3) 少子化の背景

7

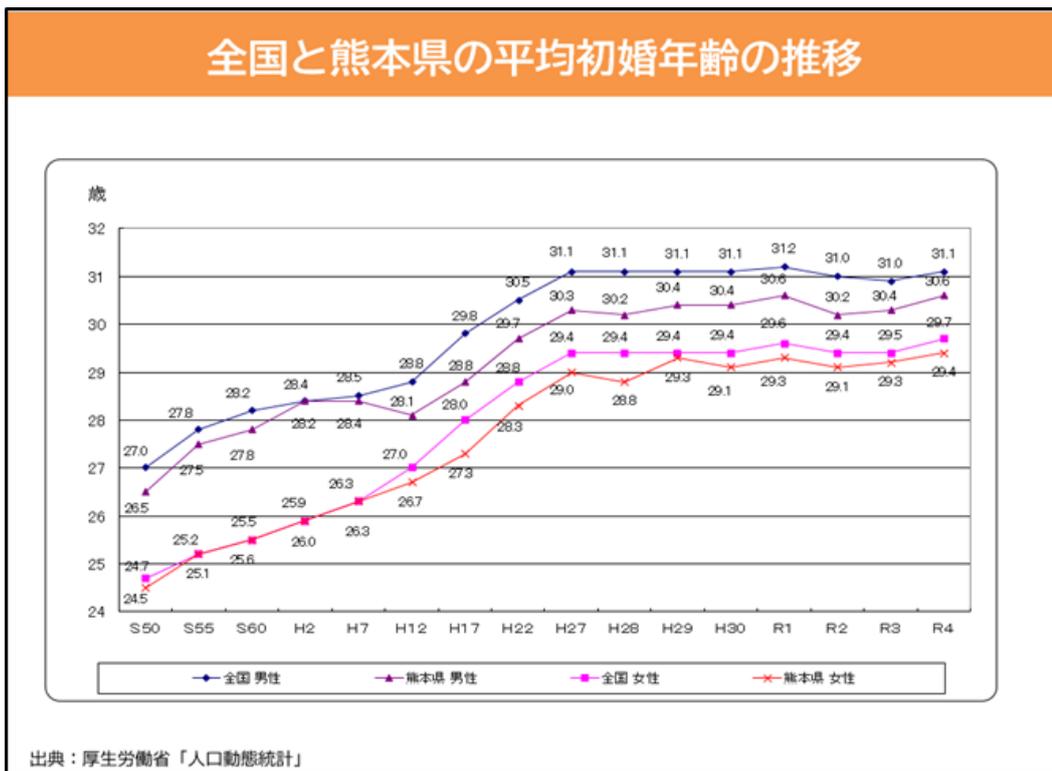
8 全国と熊本県の50歳時未婚率を見ると、男性は全国平均より低く、女性は全国平均と同程
9 度であり、いずれも上昇傾向にあり、未婚化が進んでいます。



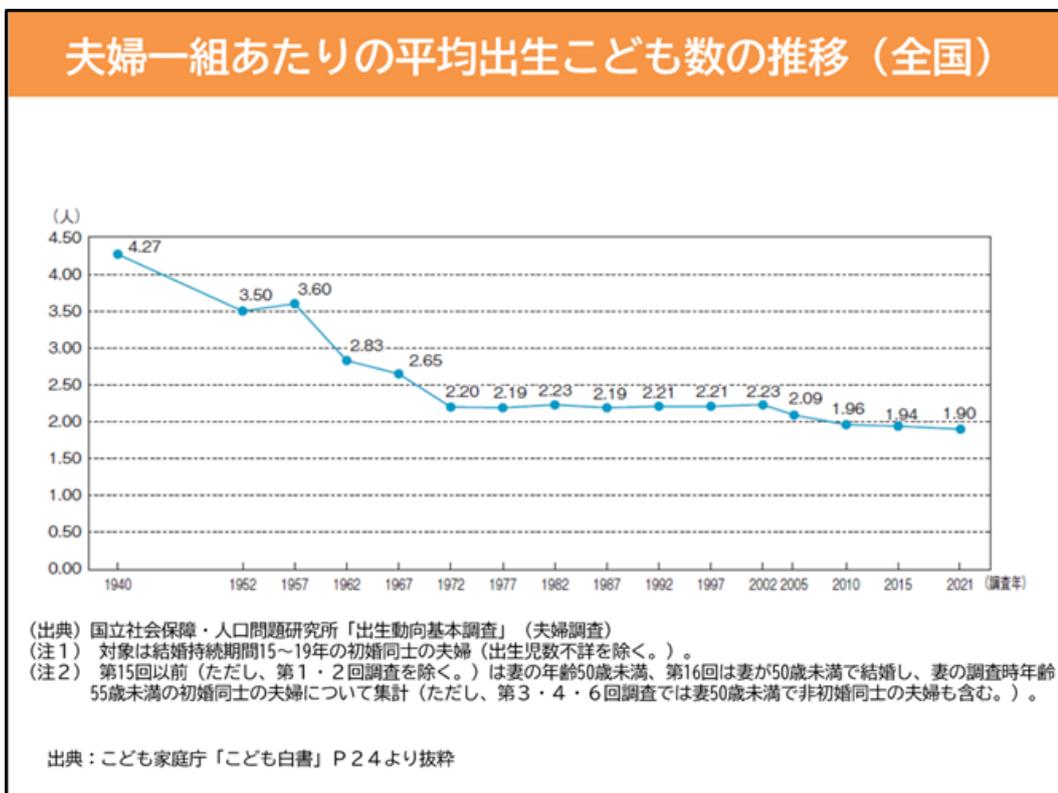
10

11

- 1 全国と熊本県の平均初婚年齢を見ると、男性・女性ともに、全国平均よりは低いものの、上
- 2 昇傾向にあり、晩婚化が進んでいます。



- 3
- 4
- 5 全国の夫婦（対象は下のグラフの注1を参照）一組あたりの平均出生こども数は漸減してい
- 6 ますが、2021年でも半世紀前の約9割の水準である1.9人を維持しています。



- 7
- 5

1 (4) 未婚化・晩婚化の背景にあると考えられるもの

2
3 結婚につながるきっかけやタイミングを県民に尋ねると、社会人にせよ学生・生徒にせよ、
4 「結婚したいと思える相手と自ら出会えた、確信したとき」が最も多いですが、「社会人にな
5 った程度経験を積んだとき」や「貯蓄ができたとき」のようにキャリアや経済的事情によ
6 る部分も見受けられます（熊本県子ども未来課「令和5年（2023年）8月県民アンケート単純
7 集計結果報告書（社会人、学生・生徒）」）。

8 本県の年齢階級別非正規雇用者比率をみると、男性は30歳代に近づくにつれて低下しますが、
9 30～50歳代でも1割前後は見られます（令和3年度版労働関係統計）。

10 結婚したくない県民にその理由を尋ねると、社会人の場合は「夫婦関係や親戚付き合いが面
11 倒」が一番多く、学生・生徒の場合は「自由に趣味や娯楽を楽しみたい」が一番多いですが、
12 「経済的に余裕がない」又は「経済面に不安がある」と回答する層が一定数あります（熊本県
13 子ども未来課「令和5年（2023年）8月県民アンケート単純集計結果報告書（社会人、学生・
14 生徒）」）。

15
16 (5) こどもを持たない背景

17
18 こどもを持たないライフスタイルを希望する県民にその理由を尋ねると、社会人の場合は
19 「必要性を感じない」「こどもを持つイメージが湧かない」が多く、学生・生徒の場合は「自
20 信がない・育て方がわからない」が多い状況でした（熊本県子ども未来課「令和5年（2023年）
21 8月県民アンケート単純集計結果報告書（社会人、学生・生徒）」）。

22 現実に育てる予定のこどもの人数を理想のこどもの人数より少なく回答した県民にその理
23 由を尋ねると、社会人にせよ学生・生徒にせよ、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が最
24 も多く、社会人の2位は「高齢出産は不安」、学生・生徒の2位は「自分の仕事に差し支える」
25 でした（熊本県子ども未来課「令和5年（2023年）8月県民アンケート単純集計結果報告書
26 （社会人、学生・生徒）」）。

27 追加予定子ども数が1人以上と回答した夫婦に、今後その持つつもりの子どもを持たない
28 場合があるとすれば、どのような理由が想定されるかを尋ねたところ、全ての年齢層で「年齢
29 や健康上の理由で子どもができないこと」を選ぶ夫婦が最多でした（国立社会保障・人口問題
30 研究所「第16回出生動向基本調査」）。

31
32 (6) 子育てを巡る状況と子育てに必要な支援

33
34 本県（熊本市を除く。）において、この地域で子育てをしたいと思う親の割合は71.2%であ
35 り、全国（66.2%）と比較すると大きいものの、今後向上していくことが望ましいです（令和
36 5年度乳幼児健康診査問診回答状況調査（こども家庭庁母子保健課調査））。

37 本県において、核家族世帯数が増え、3世代世帯数は減る中で、世帯当たり人員が減少して
38 います（令和2年国勢調査）。

1 全国において、「保護者の子育てが地域で支えられていると思わない（「どちらかというと思
2 わない」を含む）」人の割合は、46.6%を占めています（こども家庭庁「こども政策の推進に
3 関する意識調査」（2023年度））。

4 子育てに必要な支援を県民に尋ねると、社会人にせよ学生・生徒にせよ、「働きながら子育
5 てができる環境」「こどもを産み育てていくために必要な資金」「保育・子育てサービスの充実」
6 が上位3位を占めました（熊本県子ども未来課「令和5年（2023年）8月県民アンケート単純
7 集計結果報告書（社会人、学生・生徒）」）。

8 働きながら子育てができる環境の充実に必要な支援を県民（社会人）に尋ねると、「こども
9 が病気の時に休暇を取りやすい職場環境」「こどもの学校行事の時に休暇を取りやすい環境」
10 「育児休業のための休暇を取りやすい職場環境」「短時間勤務や在宅勤務を選択できる仕組み」
11 の順に回答が多い状況でした（熊本県子ども未来課「令和5年（2023年）8月県民アンケート
12 単純集計結果報告書（社会人、学生・生徒）」）。

13 保育・子育てサービスの充実のために必要な支援を県民（社会人）に尋ねると、「仕事の有
14 無に限らず、必要なときにこどもを預けられる仕組み」が最も多くなりました（熊本県子ども
15 未来課「令和5年（2023年）8月県民アンケート単純集計結果報告書（社会人、学生・生徒）」）。

16 17 (7) 働きながら子育てができる環境

18
19 本県における令和4年（2022年）7月1日から令和5年（2023年）6月30日までの間の正
20 社員・正職員の育児休業取得状況は、男性が37.2%、女性が99.2%です（令和5年度（2023
21 年度）熊本県労働条件等実態調査報告書）。

22 本県では、従業員規模が大きいほどテレワークが導入されている状況にあります（令和5年
23 度（2023年度）熊本県労働条件等実態調査報告書）。

24 本県（熊本市を除く。）において、父親が育児をしていると感じている親の割合は3・4カ
25 月児で70.2%（全国70.9%）、1歳6カ月児で69.9%（全国68.7%）、3歳児で64.8%（全
26 国64.6%）であり、全国と同様の傾向であるものの、今後向上していくことが望ましいです
27 （令和5年度乳幼児健康診査問診回答状況調査（こども家庭庁母子保健課調査））。

28 本県の待機児童数は、平成31年（2019年）4月時点で178名だったところ、令和6年（2024
29 年）4月時点で4名となりました（こども家庭庁「保育所等利用待機児童数調査」）。

30 31 (8) 社会増減

32
33 若年層が熊本に定着するために充実させるべきもの、充実させてほしいものを県民に尋ねる
34 と、社会人の場合は、「子育てをしやすい環境の充実」「企業の魅力向上」「交通環境の利便性
35 向上」の順に高く、学生・生徒の場合は、「企業の魅力向上」「安全安心な生活環境」「子育て
36 をしやすい環境の充実」の順に回答が多い状況でした（熊本県子ども未来課「令和5年（2023
37 年）8月県民アンケート単純集計結果報告書（社会人、学生・生徒）」）。

38 本県の男女別社会増減をみると、2016年以降、女性の転出超過が男性を上回っており、2022

1 年の男女別社会増減をみると、20歳代女性の転出が特に多い状況です。（熊本県統計年鑑（平
2 成25年～令和4年）及び総務省「住民基本台帳」）。

3 本県の20歳代～30歳代の女性の転出超過数が男性を上回っている要因を調査した結果、熊
4 本は自然が豊かで愛着もあり、戻りたいという気持ちがある一方で、自分の能力やキャリアを
5 活かせる魅力的な職場が少ないことや交通の不便、さらに「夫は仕事、妻は家庭」といった性
6 別による役割分担意識が根強く残っているなどの意識面の課題が見えました（令和4年女性が
7 住みたくなるスタートアップ事業調査報告書）。

8
9

10 4 計画が目指す「こどもまんなか熊本」

11

12 （基本的な考え）

13 こどもは地域の宝であり、郷土の自然、文化、歴史を継承し、未来の熊本、国、そして世界
14 を担う私たちすべての未来です。

15 また、こどもは、命が始まり、生まれ、育つすべての過程において大切にされなければなら
16 ない存在であり、すべてのこどもが健やかに育つことは、県民みな願いです。

17 さらに、こどもは、未来を担う存在であるとともに、今を生きている存在です。保護者や社
18 会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく、意見表明・参画と自己選択・
19 自己決定・自己実現の主体であり、乳幼児期から生まれながらに権利の主体であるとともに、
20 おとなと一緒に社会を形成する県民です。

21 少子化の進行など、こどもを取り巻く環境が大きく変化している中、それぞれの家庭はもち
22 ろんのこと、こどもを取り巻く地域社会、事業者、行政その他県民みなでこどもの幸せな暮ら
23 しや育ちを支えていく必要があります。

24

25 （計画が目指す「こどもまんなか熊本」）

26 こうした前提に立った上で、本計画が目指す「こどもまんなか熊本」とは、こども・若者が
27 キラキラ輝き⁸、県民が家庭や子育てに夢を持てる熊本であり、あらゆる立場の個人や組織、
28 コミュニティ等が、こどもや若者、子育て当事者の視点に立ち、その最善の利益を第一に考え
29 ながら様々な取組みを実施する熊本です。

30

31 （「こどもまんなか熊本」実現により想定される変化）

32 こうした「こどもまんなか熊本」の実現により、こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分
33 らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになることや、こどもを
34 産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶うことにつなげ、こどもや若者、子育て当事者の
35 幸福追求を支援します。また、その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるるとと
36 もに、熊本の未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高めることにつな

⁸ 「こども・若者がキラキラ輝く」は、後述第2「計画に関する基本的な方針」①に対応するものであり、「こども・若者が幸せに暮らし、成長できる」状態を指します。

1 ります。すなわち、こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての県民にとって、社会的価
2 値が創造され、その幸福が高まることにつながります。

3

4 (今後の取組み)

5 今後、こども未来創造会議モニターへの意見照会后、具体施策編とともに、熊本県子ども・
6 子育て会議で審議し、最終的には「こどもまんなか熊本」推進本部会議を経て「こどもまんな
7 か熊本・実現計画」として策定予定です。計画策定後も、こどもや若者、子育て当事者等の意
8 見を取り入れながら、計画のもとで進める施策の点検と見直しを図っていきます。

9

1 第2 計画に関する基本的な方針

2

3 「こどもまんなか熊本」の実現に向けて以下の6本の柱を計画の基本的な方針とします。

4

5 (全てのこども・若者が幸せに暮らし、成長できるようにする)

6 ①こども・若者の多様な人格・個性を尊重し、こども・若者の権利を擁護するとともに、良好
7 な成育環境を確保することで、障がい、疾病、虐待、家族の状況その他の事情により社会的
8 な支援の必要性が高いこども・若者を含め、全てのこども・若者が、大切にされている実感
9 を持って、幸せに暮らし、成長できるようにする。

10

11 (家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるようにする)

12 ②若者の夢が実現できる環境を整備するとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い
13 世代の視点に立って、それぞれの希望に応じた結婚・妊娠・出産・子育てへの支援や結婚・
14 子育てに希望を持てる環境の整備を行うことで、家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜
15 びを実感できるようにする。

16

17 (こどもや若者、子育て当事者を支援する人が笑顔で接することができるようにする)

18 ③こどもや若者、子育て当事者を支援する人が幸せでなければ、こどもや若者、子育て当事者
19 も幸せになれないとの考えにのっとり、こどもや若者、子育て当事者を支援する人を支援す
20 ることで、笑顔で接することができるようにする。

21

22 (こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目ない支援を実施する)

23 ④施策の総合性を確保するとともに、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて
24 切れ目なく対応し、十分に支援する。

25

26 (関係機関と連携し、社会全体の気運醸成を行う)

27 ⑤国、県庁内関係部局、市町村、民間団体等との連携を重視し、国に必要な対応を求めること
28 に加え、全庁を挙げて「こどもまんなか熊本」の実現に取り組むとともに、地域間格差をで
29 きる限り縮小していくことも念頭に置いて必要な支援を行うほか、県民や企業に取組みを求
30 める前に県庁がまず実行し、社会全体で子育て・子を応援できるよう気運を醸成する。

31

32 (県民とともに未来を創る)

33 ⑥「県民が主人公の県政」の考えにのっとり、現場主義を徹底した上で、こどもや若者、子育
34 て当事者・関係者の視点を尊重し、なかなか声を上げられない方、弱き声、小さき声も含め
35 て、そうした声にもしっかり耳を傾け、対話しながら、くまもと新時代にふさわしい形でと
36 もに未来を創る。

37

1 第3 「こどもまんなか熊本」の実現に向けた重要事項

2

3 上記「第2 計画に関する基本的な方針」のもとで、「こどもまんなか熊本」の実現に向け、
4 次の重要事項に取り組みます。なお、これらの重要事項に係る具体的な取組みについては、「こ
5 どもまんなか熊本」推進本部が「こどもまんなか熊本・実現計画（具体施策編）」として取り
6 まとめます。

7

8 1 こどものライフステージに応じた支援

9

10 (1) ライフステージを通じた支援

11

12 特定のライフステージのみでなくライフステージを通して縦断的に実施すべきものとして、
13 また、全てのライフステージに共通する事項として、以下の施策に取り組みます。

14

15 ア こども・若者の権利の擁護

16

17 (こども・若者が大切にされている実感を持てる社会)

18 こども・若者がキラキラ輝くためには、こども・若者が大切にされている実感を持てる社会
19 であることが重要です。

20 全てのこども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報
21 提供や啓発を行うとともに、自らが権利の主体であることを広く周知します。

22 こどもの教育、養育の場においてこどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困
23 難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学べるよう、こどもの権利に関する理解促進や人
24 権教育を推進します。

25

26 (おとなを対象とした人権啓発活動の推進等)

27 いじめ、体罰・不適切な指導、児童虐待、性暴力等、こどもの権利侵害を許さないという意
28 識を社会に浸透させるとともに、困難を抱えながらもSOSを発信できていないこども・若者
29 に必要なサービスと情報を届けるため、こども・若者やこども・若者に関わり得る全てのおと
30 なを対象に、人権に対する理解を深め人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進します。

31 保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に携わる者などこどもや若者の健やかな育ち
32 や子育て当事者の支援に携わるおとなへの情報提供や研修等を推進します。また、広く社会に
33 対しても、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容について広く情報発信を行うことに
34 より、こども・若者が権利の主体であることを広く県民に周知します。

35

36 イ 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

37

38 (遊びや体験活動の推進)

1 市町村、地域、学校・園、家庭、若者、民間団体、民間企業等と連携・協働して、こども・
2 若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達の程度に応じ、自然体験、職業体験、文化
3 芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、県立青少年教育施設の利用
4 促進など地域資源を生かした遊びや体験の機会や場を計画的に創出します。

5 その一環として、こどもを持たないことを希望する学生生徒にその理由を聞くと「自信がな
6 い・育て方がわからない」が最多であったことや、こどもの健やかな成長にもつながることも
7 踏まえ、こどものころから自分より小さなこどもと触れ合う経験ができるよう支援します。

8 また、小さい頃からの命の大切さ等の動物愛護精神を養うことが必要なため、命の教育の一
9 環として、学校や教育委員会と連携し動物愛護センターでの動物愛護教育、学校への出前講座
10 等を実施します。

11 こどもたちに食の重要性を認識してもらうため、食育を戦略的に進めます。地産地消による
12 高品質な学校給食等を提供することにより、幼い頃から味覚を育て、郷土の食への愛着と誇り
13 を育成します。

14 さらに、こどもの農林漁業体験を推進し、人間と自然が共存する営みへの理解、食の生産者
15 への関心を深めるほか、こどもが自然に接する機会が少なくなっている中、森林環境教育を実
16 施し、こどもの森林・林業への理解を育みます。こうした動きを県外や熊本都市圏との都市農
17 村交流につなげることは、今の都会っ子にはない「ふるさと」を熊本に見つけてもらう「こど
18 もからの関係人口⁹」の創出にもつながります。

19 こどもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、
20 人生をより深く生きる力を身に付けていく上で不可欠なものであり、読書習慣の定着、熊本の
21 文学・歴史を学ぶ機会や県内全てのこどもが本に親しむ機会を確保するため、「熊本県立図書
22 館」、「くまもと文学・歴史館」及び「こども本の森 熊本」の図書館の体制や蔵書を充実させ
23 るとともに、電子図書館サービスを充実します。

24 地域や成育環境によって体験活動の機会にできるだけ格差が生じないように努めます。

25 (生活習慣の形成・定着)

26 こどもが基本的な生活習慣を身に付けることができるよう、これまでに引き続き「くまもと
27 早ね・早おきいきいきウィーク」を実施します。

28 乳幼児期のむし歯予防を推進するため、市町村や保育施設における歯磨き・適切な食生活習
29 慣についての歯科保健指導の増加やフッ化物応用等の取組みを進めます。

30 今後、乳幼児健診の機会を活用した「親の学び」講座を新たに実施するなどして保護者への
31 幅広い働きかけを積極的に行うとともに、就学前施設、学校、家庭及び地域が連携して、幼少
32 期からの基本的な生活習慣づくりの取組みの充実を図ります。

33 (こども・若者が活躍できる機会づくり)

34 こども・若者が、一人一人異なる長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、
35 地域社会の未来を切り開いていけるよう、異文化や多様な価値観、我が国の伝統・文化への理
36 37

⁹ こどもの頃から様々な体験活動等を通じて、特定の地域に継続的に多様な形で関わる者をいいます。

1 解、チャレンジ精神、外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育や教養教育、留学
2 生の派遣・受入れ、国内外の青少年の招聘（へい）・派遣等を通じた国際交流、グローバル人
3 材育成を推進します。

4 県内の博物館・美術館について、学芸員の質の高い活動を支援し、おとなからこどもまで楽
5 しめる展示を充実させるとともに、県内各地での展示を推進します。

6 持続可能な社会の創り手として活躍できるよう、水俣病問題を通じた環境教育など、持続可
7 能な開発のための教育（E S D）を推進します。

8 理数系教育やアントレプレナーシップ教育（起業家教育）、S T E A M教育¹⁰等を推進し、イ
9 ノベーションの担い手となるこども・若者を育成します。

10 特定分野に特異な才能のあるこども・若者について、その抱える困難に寄り添いつつ、特異
11 な才能を一層伸ばすことができるよう、大学、研究機関、地域の民間団体等の連携・協働のも
12 と、応援します。

13 海外から帰国したこども・若者やT S M Cの進出等に伴い増加している在留外国人のこど
14 も・若者について、就学支援や日本語指導等、個々の状況に応じた支援を推進します。特に、
15 日本語指導が必要な児童生徒の教育環境の充実に向けて、小・中・高等学校等における児童生
16 徒の支援体制の強化に努めます。

17 熊本の豊かな環境を持続可能な形で将来の世代に引き継いでいくため、個人、事業者、団体、
18 行政など、あらゆる主体がそれぞれの役割を担い、お互いに信頼関係を持ちながら、連携・協
19 力して環境問題に取り組みます。

20

21 （こども・若者の可能性を拡げていくためのジェンダーギャップの解消）

22 こども・若者が、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、学校
23 教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図ります。性
24 的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないもので
25 あるとの認識の下に、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深
26 めるため、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知識の着実な
27 普及、相談体制の整備等の必要な施策を講ずるよう努めます。

28 学校における男女共同参画教育を進めるため、中学生・高校生向けの学習資料を作成、配
29 布するとともに、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイア
30 ス）を持つことがないよう、男女共同参画社会づくりの意識や気運醸成を図ります。様々な
31 世代における固定的な性別役割分担意識の解消に資する取組みに関する啓発や情報発信を進
32 めます。

33

34 ウ こどもたちが笑顔で育つ地域づくり

¹⁰ Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics 等の各教科での学習を実社会での問題発見・
解決に活かしていくための教科横断的な教育をいいます。S T E A MのAの範囲を芸術、文化のみなら
ず、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲（Liberal Arts）で定義し、推進することが重
要とされています。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33

こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成するまちづくりを加速化します。

道路や公園などの公共空間を整備する際に、地域の実情に応じた必要な機能を確保するとともに、誰もが利用しやすいかという観点に加え、特に、こども・若者や子育て世代の方にとって利用しやすく、安全・安心で快適に過ごせるかという視点に立って、通学路を含めた道路の安全対策や公共交通の利用環境改善、こどもの遊び場の整備とそのアクセスの確保、地域の賑わいにつながる親水性に優れた水辺空間の創出などの取組みを推進します。

こども・若者の快適な移動手段を確保するため、渋滞の解消や地域公共交通の維持・改善に取り組み、公共交通と自動車交通を効率的に組み合わせた交通体系の最適化を進めます。

子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、県営住宅や民間の空き家を活用した子育てしやすい住まいづくりの推進など、住宅支援を強化します。

親子で参加できる、又はこども・若者が参加したくなる地域のイベントなどの取組みを推進します。

多目的アリーナや野球場、武道場等のスポーツ施設について、有識者による検討会議により検討を進め、県としての整備の方向性を決定します。

エ こどもや若者への切れ目ない保健・医療の提供

(プレコンセプションケアを含む成育医療に関する相談支援等)

不妊、予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つ方の妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援を行うため、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組みを推進するとともに、家庭生活に困難を抱える特定妊婦等を含む当事者が必要としている支援に確実につながることができるよう、切れ目ない支援体制を構築します。

誤解に基づくライフデザイン設計とならないようにするとともに、10歳代の予期しない妊娠をなくすため、学校と連携する等して高校生などの若い世代に対して、講演会等を通じて、性や生、ライフデザインに関する正しい知識の普及啓発や相談窓口の周知を行う等、ライフデザイン支援¹¹を推進します。

妊娠・出産、不妊、産後ケア等のライフイベントや女性特有の健康課題について、フェムテック¹²の利活用を通じた女性の健康への支援の検討を行います。

プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する課題分析、相談、人材育成等を進めます。

¹¹ ライフデザイン支援は、自分自身の人生の選択肢として、学ぶことや働くことと併せて、結婚やこどもをもつことについて考える機会とその際に参考となる知識やロールモデルを提供し、自分が人生に何を望み、この先どういったことがハードルになるのかということに気づく機会をもたらすものです。また、結婚、妊娠・出産、子育てを望む方々の希望を実現する社会を目指していく上でも、重要な取組みです。

¹² Female（女性）と Technology（テクノロジー）からなる造語であり、生理や更年期など女性特有の悩みについて、先進的な技術を用いた製品・サービスにより対応するものです。

1
2 (こどもの成長や発達に関する県民全体への普及啓発)

3 こどもの成長や発達に関して、子育て当事者である親や身近な養育者が正しい知識を持つ
4 ことに加えて、学校や企業等も含めた社会全体で親やこどもの多様性を尊重し、見守り、子
5 育てに協力していくことができるよう、県民全体の理解を深めるための普及啓発を促進しま
6 す。

7
8 (2) こどもの誕生前から幼児期までの支援

9
10 こどもの誕生前から幼児期までは、こどもの将来にわたる幸福の基礎を培い、人生の確か
11 なスタートを切るための最も重要な時期です。

12 また、乳幼児は多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、幼稚園・保育所・認定こども園へ
13 の就園状況も異なるなど、育ちの環境は多様です。その多様性を尊重しつつ、保護者・養育
14 者の「子育て」を支えることだけでなく、「子育て」に係る質にも社会がしっかりと目を向
15 け、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、
16 ひとしく、切れ目なく、「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイング¹³の向上を
17 図ることが重要です。

18 乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸
19 成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人一人のこども
20 が、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができ
21 るようにしなければなりません。

22 これらを踏まえ、後述の「3 希望を叶える結婚・妊娠・出産への支援」と併せ、以下の
23 施策に取り組みます。

24
25 (幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン¹⁴の共有と関係取組みの推進)

26 家庭、幼稚園、保育所、認定こども園、こどもの育ちに関する関係機関、地域を含めたこ
27 どもの育ちを支える場を始めとして、幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョンに
28 基づき、社会の認識の共有を図りつつ、関係する取組みを推進します。これにより、こども
29 の心身の状況や、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に
30 配慮しつつ、こどもの誕生前から幼児期までの育ちがひとしく、切れ目なく保障されるよう
31 取り組みます。

32
33 (地域の身近な場を通じた支援の充実)

34 希望する誰もが利用しやすい幼稚園・保育所・認定こども園の実現に向けて、待機児童対
35 策に取り組む等、制度設計や環境改善を進めるとともに、親の就業の状況にかかわらず、特

¹³ 身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものをいいます。

¹⁴ 令和5年(2023年)12月22日閣議決定。

1 に3歳未満児の子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、地域子育て支援拠点、保育所、
2 認定こども園、幼稚園など地域の身近な場を通じた支援を充実します。特に、全ての家庭に
3 ついて、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず、安心して子育てができるよう、熊本
4 市と連携して、3歳未満のこどもを対象とする「こども誰でも通園制度」の試行実施で得た
5 知見等を他市町村に共有する等して、同制度の試行実施・本格実施への対応を万全にし
6 ます。

7 幼稚園、保育所、認定こども園のいずれにも通っていないこどもの状況を把握し、必要な
8 教育・保育、子育て支援サービス等の環境整備を進め、必要に応じて利用につなげていきま
9 す。あわせて、病児保育の充実を図るとともに、こどもが病気のときには休暇を取れるよ
10 う、職場における休暇取得の気運を醸成します。

11

12 (幼児教育・保育の質の向上と幼保等・小・中の円滑な接続)

13 幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、
14 幼稚園、保育所、認定こども園等の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、こどもの
15 主体的な活動を大切にした教育・保育の推進や保育士人材の確保、特別な配慮が必要なこ
16 もへの適切な対応、保育所等への指導・監査等により、幼児教育・保育の質の向上を図り、
17 障がいのあるこどもや医療的ケア児、外国籍のこどもをはじめ様々な文化を背景にもつこ
18 もなど特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人一人のこどもの健やかな成長を支えてい
19 きます。

20 地域や家庭の環境にかかわらず、全てのこどもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよ
21 う、学びの連続性を踏まえ、幼保等・小・中の関係者が連携し、こどもの発達にとって重要
22 な遊びを通じた質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育、中
23 学校教育の円滑な接続の改善を図ります。

24

25 (3) 学童期・思春期の支援

26

27 (学童期)

28 学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳
29 性、社会性などを育む時期です。自らのことを客観的に捉えられるようになり、善悪の判断
30 や規範意識を形成するとともに、集団生活で様々な課題に直面する中で、自らの役割や責任
31 を自覚し、友人関係や遊びを通じて協調性や自主性を身に付けます。

32 学童期のこどもが、安全・安心が確保された場で、小さな失敗も経験しながら、直面した
33 課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を
34 整えていくことが重要です。

35

36 (思春期)

37 思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があるこ
38 とに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割

1 を考え、アイデンティティを形成していく時期です。

2 一方で、自己の存在に対しての様々な葛藤を抱えたり、学業や家族・友人との関係や恋愛
3 などに悩んだりする繊細な時期でもあります。思春期のこどもが、自己肯定感を高めること
4 ができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されることがないように支えていくこ
5 とが望まれます。

6
7 これらを踏まえ、以下の施策に取り組みます。

8 9 ア 質の高い教育の推進

10

11 こどもたちが安心して笑顔で育つ、持続的で活力あふれる熊本の未来を創る基盤となるの
12 は「教育」であり、変化の激しい時代の中、こどもが未来の社会を自立的に生き、社会に参
13 画するための資質や能力を習得できる教育を推進する必要があります。

14 そのため、「自らの可能性を拡げ、未来を切り拓く、熊本の人づくり」の理念のもと、質の
15 高い教育を推進します。

16

17 (家庭・地域の教育力の向上)

18 家庭を基盤とし、社会全体でこどもの学びや成長を支えるため、「くまもと家庭教育支援条
19 例」(熊本県条例第 88 号)に基づき、家庭教育を支援します。

20 また、地域の教育力向上に取り組むとともに、就学前教育の充実と小学校以降の教育との
21 円滑な接続に取り組みます。

22

23 (安全・安心に過ごせる学校づくり①いじめへの対応)

24 「熊本県いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの未然防止や早期発見・解消、相談・支
25 援体制の充実に取り組み、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない¹⁵」集団
26 づくりや、相手の気持ちを考える態度などを育み、楽しいと感じる学校づくりを進めます。

27 1人1台端末等を活用した「心の健康観察」を実施し、いじめの早期発見、早期支援を推
28 進するとともに、いじめの早期対応と解消に向け、いじめに関する情報集約担当者を校内に
29 置き、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と連携して、相談・
30 支援体制を充実させます。

31 また、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付け、互いの人権を尊重し
32 支え合う集団づくりに努めます。そのため、学校における言語環境を整えるとともに、ソー
33 シアルスキルトレーニング、ストレス対処教育及びSOSの出し方教育などの充実を図り、
34 児童生徒の援助希求行動能力の育成に努めます。

¹⁵ ここで言う「いじめに負けない」という表現は、いじめ心(人をいじめたい気持ち)やいじ
めへの不安感(いじめられたらどうしようという気持ち)等を克服し、いじめを決して許さ
ず、乗り越えようとする心を高め合うことの大切さを述べています。

1 さらに、規律ある態度のもと、授業や行事に主体的に参加・活躍できるような取組を充実
2 させるとともに、学校だけでは対応できない場合には、地域や警察等の関係機関と連携し
3 て、児童生徒の健全な育成に努めます。

4 (安全・安心に過ごせる学校づくり②不登校への対応)

5 近年、不登校児童生徒数は、増加の傾向が続いています。早期に対応することが重要であ
6 るため、「愛の1・2・3運動+1（プラスワン）」として欠席1日目で電話連絡、2日目で
7 家庭訪問、3日目以降は管理職や他の教員も加わった不登校対策委員会を開催するなど、組
8 織的な対応を進めます。さらに「+1（プラスワン）」として、欠席が10日に達する前にス
9 クールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、学校内外の専門機関等と連携し、不
10 登校の早期支援の充実を図り、その改善に努めます。

11 また、いじめへの対応と同様に「心の健康観察」により、不登校リスクの早期発見、早期
12 支援を推進します。あわせて、教室外・学校外の学びの場の充実やICTの活用等により、
13 全ての不登校児童生徒の学びの場の確保を行い、学びたいと思った時に学べる環境の整備に
14 取り組みます。

15 (安全・安心に過ごせる学校づくり③人権教育の充実)

16 人権は、人が生まれながらにして持っている基本的な権利であり、最も尊重されるべきも
17 のです。

18 ハンセン病回復者及びその家族の人権を含め、「熊本県人権教育・啓発基本計画」を踏ま
19 え、県民一人一人が、自らの尊厳に気づくとともに、多様性を容認する共生の心を育み、物
20 事を人権の視点で捉え、自分のこととして考え、行動できる態度を身に付けるための人権教
21 育を総合的かつ計画的に推進します。

22 学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、人権尊重の意識を高めていくよう努
23 めます。そのため、教職員が人権の意義や内容、重要性を理解するとともに、部落差別（同
24 和問題）をはじめとする様々な人権問題を自分のこととして考え、行動できる態度を身に付
25 けるための人権教育に取り組みます。

26 社会教育においては、「人権尊重のまちづくり」を目指し、県民一人一人が人権について自
27 発的に学習できるよう、社会教育施設を中心とした人権に関する学習環境の整備を図りま
28 す。

29 (確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成)

30 児童生徒の可能性を引き出し、能動的に学ぶ力を身に付け、論理的思考力や創造性、課題
31 発見・解決能力を育成することを目指し、授業の質を高め、個別最適な学びと協働的な学び
32 の一体的な充実を図ります。

33 地域や家庭環境に左右されず、質の高い学習環境を享受できるよう、ICTの活用や遠隔
34 授業の推進等に取り組みます。

35 豊かな心の育成のため、道徳教育を推進するとともに、社会貢献・参画意識の向上、文

1 化・芸術との触れ合いによる豊かな感性の育成等に取り組みます。

2 健やかな体の育成のため、運動やスポーツに触れる機会を増やすとともに、県産食材を活
3 用した学校給食の推進など食育の充実に取り組みます。

4

5 (障がいや多様な教育的ニーズに応える)

6 小中高校各段階に応じて、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限りともに
7 学び育ちあうとともに、全ての児童生徒が、一人一人の可能性や持てる力を最大限に伸ばせ
8 る最適な場で豊かに学びあうインクルーシブ教育を市町村教育委員会等と連携して推進しま
9 す。障がいのある児童生徒のさまざまな事情や増加する教育的ニーズに応える指導・支援を
10 提供できるよう、ICT環境や特別支援教育支援員の配置の充実、通級による指導の充実、
11 特別支援学校の環境整備等の教育環境を充実させます。

12

13 (キャリア教育の充実、グローバル人材の育成)

14 子どもたちが社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を身に付け、将来の自分の進
15 路を描くことができるようキャリア教育の充実を図り、地域社会で活躍できる産業人材の育
16 成に取り組みます。

17 外国語教育の充実や海外留学促進を図るとともに、国際的素養を身に付けることができる
18 よう「国際バカロレア教育」を導入するなど、熊本発のグローバル人材の育成に取り組みま
19 す。

20 地域に誇りを持った熊本発のグローバル人材育成のため、地域の伝統や文化等に関する学
21 習等を通し、ふるさとを愛する心の醸成を行い、郷土に対する理解や愛着を深めます。

22

23 (魅力ある学校づくり)

24 生徒の希望に応じた教育が受けられ、生徒の個性がキラリと光る、魅力ある県立高校づく
25 りに取り組みます。

26 優れた才能や個性を伸ばすため、理数教育や国際教育の充実を図るとともに、スポーツや
27 文化芸術分野で活躍する人材の育成に取り組みます。

28 部活動への地域のスポーツ・文化芸術の人材活用等、地域のさまざまなパートナーに参画
29 いただき、学びの充実を図ることで魅力的な学校づくりを進めます。

30 県立高校同士の交流の場を充実させることで、多様な価値観に触れる機会を創出します。

31

32 (子どもたちの学びを支える環境づくり)

33 厳しい環境に置かれている児童生徒への支援を強化し、奨学金の活用など、意欲に応じて
34 誰もが教育を受けることができる環境を構築します。

35 教職員研修の充実や教職員を支援する人材の配置・体制の拡充とともに、BPR（業務の
36 抜本改革）の手法を取り入れ、校務DXを図り、子どもたちと向き合う時間の充実という本
37 来の目的を達成する働き方改革を推進します。

38 ICTを活用した教育DXの推進により、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的

1 充実を図ります。

2 県立学校施設長寿命化プランに基づき、建物の老朽化対策を計画的に進めるとともに、ト
3 イレの乾式化・洋式化やバリアフリー対策など、衛生、安全面にも配慮した誰もが使いやすい
4 施設の整備を進め、魅力ある学校づくりを目指します。

5

6 (文化・スポーツの振興等)

7 地域に伝わる伝統文化や優れた芸術などに対する関心を高め、文化に親しむ環境づくりを
8 推進するとともに、熊本が全国に誇る貴重な文化財の保存・活用に取り組みます。

9 スポーツを親しむことができる環境を創出するとともに、競技スポーツの競技力向上を図
10 り、子どもたちに夢と希望を与えるトップアスリートの育成に取り組みます。

11 図書館機能の充実を図り、熊本の文学・歴史を学ぶ機会や本に親しむ機会を確保し、学習
12 する機会の提供に取り組みます。

13

14 (校則の見直し)

15 校則は、各学校がそれぞれの教育目標を達成するために、学校や地域の状況に応じて、必
16 要かつ合理的な範囲内で定めるものであり、校則の見直しを行う場合にはその過程でこども
17 や保護者等の関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましいことから、今後も
18 学校や市町村教育委員会等に対してその旨を周知していきます。

19

20 イ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

21

22 こども・若者が社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の
23 課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達の程度等に応じて身に付けることがで
24 きるよう、主権者教育を推進します。

25 こども・若者が消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持
26 って行動できるよう、教育機関や関係団体との連携・協働による消費者教育の推進を図りま
27 す。

28 金融経済教育の機会の提供に向けた取組みを推進するため、金融経済教育の更なる充実を
29 通じて、こども・若者の金融リテラシーの向上に取り組みます。

30 様々な仕事・ロールモデルに触れる機会、社会人との交流の場、乳幼児と触れ合う機会な
31 どを創出し、こども・若者が自らのライフデザインを描けるよう、意識啓発や情報提供に取
32 り組みます。

33 こども・若者が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立
34 に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることに資する取組みを推進します。職場体
35 験・インターンシップ等の体験的な学習活動を効果的に活用します。こども・若者の自己実現
36 につながる働き方の選択等に資するよう、高校等における労働関係法令の教育の支援に取り組
37 みます。社会保障の意義や仕組みを理解し、必要な制度を活用できるようにするとともに、変
38 化する社会における社会保障について当事者意識を持てるようにするため、社会保障教育の取

1 組みを一層推進します。

2 こども・若者が、選挙制度や選挙の大切さを理解し、将来、有権者として主体的に自らの意
3 思を政治に反映させる行動をとることができるように、市町村選挙管理委員会と連携して、選
4 挙出前授業を実施します。選挙は、有権者の意思を政治に反映させる大切な機会ですが、投票
5 率は低下傾向にあり、特に、若い世代の投票率は、他の世代に比べて低くなっています。選挙
6 出前授業では、生徒会役員選挙などこども・若者にとって身近な意思決定の機会に合わせ、選
7 挙の意義や重要性を自分のこととして学ぶ機会などを提供します。

8

9 ウ 居場所づくり

10

11 その場を居場所と感ずるかどうかはこども・若者本人が決めるものであるという前提に立
12 って、こども・若者、子育て当事者の声を聴きながら居場所づくりを推進します。

13 その際、すでに多くのこども・若者の居場所となっている児童館、子ども会、こども食堂
14 (地域食堂)や学習支援の場など地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育
15 施設などが、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組みます。

16 全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよ
17 う、全ての児童に様々な交流、体験等の機会を提供する放課後子供教室の設置促進や放課後
18 のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの受け皿整備を着実に進め、放課後児童
19 クラブの安定的な運営を確保し、待機児童の早期解消と「小1の壁」「小4の壁」の克服を図
20 るとともに、学校施設の利用促進の観点も含め首長部局・教育委員会等の連携を促進する等
21 の放課後児童対策に取り組みます。

22

23 エ 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実等

24

25 重篤な小児救急患者等に24時間体制で対応するため、小児救命救急センター及び小児救急
26 医療拠点病院の整備の支援など、小児救急医療体制の充実を図るとともに、子ども医療電話
27 相談事業(#8000)の実施により、夜間・休日の子どもの急病等に関して、保護者の不安を解
28 消し、適切な受診を促進します。

29 小児医療体制の課題や必要な取組みを検討するため、小児医療体制検討会議等を開催する
30 とともに、小児医療に係る周産期医療等の関係機関との連携を強化します。加えて、新生児
31 集中治療室(NICU)退院児等の在宅移行の支援等においては、小児在宅医療支援センタ
32 ー等が中心となり、中核となる病院、市町村との連携を図ります。

33 小児医療の関係者と成育過程にある者に対する医療、保健、福祉、教育等の関係者等との
34 連携体制の構築を図り、医療的ケア児やその家族も含めた支援体制を確保する等、地域のこ
35 どもの健やかな成育の推進を図ります。

36 こども・若者が、自らの発達の程度に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得
37 て、SOSを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりできるよ
38 う、教育委員会と保健部局が連携し、学校や保健所等において、性に関する科学的知識に加

1 え、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係など様々な観点から、医療関係者等の協力
2 を得ながら、思春期保健教育や性と健康に関する普及啓発・相談支援を進めます。

3 予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等を進めます。

4 こども・若者の健康の保持増進を担う養護教諭の支援体制の推進や、健康診断等の保健管
5 理や学校薬剤師等による薬物乱用防止教育など、学校保健を充実します。

6
7

8 2 若者の夢が実現できる環境整備

9

10 若者・子育て世代の所得を伸ばし、現在の生活に対する満足度を高めることは、少子化の傾
11 向の反転を目指した取組みとして不可欠です。若い世代が将来を見通して安心して仕事におけ
12 るキャリアとライフイベントの双方にチャレンジでき、さらには趣味等を含むプライベートと
13 の両立もできる環境を整備することで将来に希望を持って生きられる熊本をつくることが重
14 要です。

15 これらを踏まえ、以下の施策に取り組みます。

16

17 (1) 高等教育の修学支援、高等教育の充実

18

19 若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保
20 できるよう、高等教育段階の修学支援を着実に実施します。

21 県立の高等教育機関¹⁶に進学した若者が、組織的・体系的な質の高い教育を受けることが
22 でき、主体的な学修を進められるよう、県立の高等教育機関において教育内容・方法の改善
23 を進めます。

24 在学段階から職業意識の形成支援や労働関係法令の教育を行うとともに、学生のキャリア
25 形成支援やライフプランニング教育を推進します。

26 大学等における学生の自殺対策などの取組みや、障がいのある学生への支援を推進しま
27 す。

28 青年期の社会人を始めとする幅広い学習者の要請に対応するための大学等における生涯
29 学習の取組みを促します。

30

31 (2) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組み

32

33 (若者の県内就労・就業促進)

34 ジョブカフェやジョブカフェ・ランチにおいて、仕事を探している若者一人一人に合わ
35 せた細かな支援を行うことで、若者の正社員としての就労につなげていきます。また、若者
36 を正社員として採用した実績や多様な働き方の支援策、育児・介護に関する事業所独自の取

¹⁶ 熊本県立大学、県立技術短期大学校、県立高等技術専門校、県立農業大学校、くまもと林業大学校を指します。

1 組みを評価するブライト企業認定制度の普及や、ハローワークや地域若者ステーション等と
2 の連携により、若者が県内で働くことに希望を持てるように努めます。

3 産業界との連携やしごとコーディネーター等を配置することにより、高校と県内企業間の
4 関係強化や、相互の求人・求職情報を共有する仕組みの構築などを進めます。

5 生徒や保護者の県内企業に関する理解促進を図り、生徒が地元で働くことに希望を持てる
6 ように努めるとともに、社会生活への円滑な移行等の取組みを進めます。

7 また、農林水産業を志す若者に対しては、各分野における新規就業を支援する機関等と連
8 携し、相談・研修・就業・定着の各段階において、必要なノウハウの提供や資機材導入助成
9 等きめ細かな支援を行います。

10

11 (移住・定住支援、企業誘致、創業支援等)

12 市町村等との緊密な連携のもと、熊本に魅力を感じている人たちに向けて、働く場の確保
13 を含めた総合的な移住・定住施策をワンストップで積極的に展開します。特に、若者、中
14 も女性が県外に流出していることを踏まえ、本県において若者や女性が活躍できる環境を整
15 備することが必要であり、分厚い中間層の形成に向けて、持続的に若い世代の所得が向上
16 し、将来に希望を感じられるような魅力的な仕事を創っていくために多彩なジャンルの企業
17 誘致や若者の創業支援等の取組みを支援していきます。このうち、若者の創業支援に関して
18 は、起業家として活躍する移住・定住者が新たな産業の創出、地域課題の解決等において果
19 たす重要な役割を踏まえ、起業含みで大都市からの移住・定住を検討する人に熊本を選んで
20 もらえるような、魅力的な起業家支援も実施します。

21 県内の制度参加企業に就職した若者の奨学金返還や赴任費用等を企業と県が2分の1ずつ
22 負担して支援する「ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート制度」(くま活サポ
23 ート)を引き続き活用して、県内で働きたい若者を支援します。

24

25 (雇用と経済的基盤の安定のための取組み)

26 賃上げの動きを全ての働く人々が実感でき、将来への期待も含めて、持続的なものとなる
27 よう、希望する非正規雇用労働者の正規化や働きに応じた公正な処遇を推進します。併せ
28 て、その実現を下支えするためにも、県内企業の生産性向上や価格転嫁等の取組みを支援し
29 ます。

30

31 (3) 魅力的な地域づくり等

32

33 熊本が大好きな子どもたちが、熊本で暮らし続けられるとともに、一旦県外に出た出身者
34 が喜んで故郷に帰ってこられるよう、県内各地で子ども・若者にとって魅力的な地域づくり
35 を推進します。

1 その一環として、こどもまんなか応援サポーター¹⁷に就任しているくまモンが、これまで
2 以上にイベント等への出演を通じてこども・若者に直接的に働きかけるとともに、SNS等
3 を活用した情報発信を行い、熊本に住み、子育てをすることの良さを県内外、ひいては海外
4 へ向けてアピールしていきます。

5 国に対して、人口戦略を国政中核的課題と位置づけ、人口戦略を不退転の決意で総合的に
6 推進する組織や態勢を整えるよう、引き続き求め続けます。

7

8 (4) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

9

10 子ども・若者総合相談センターなど、ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間
11 関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図りま
12 す。

13 進学や就職、人間関係について悩みや不安を抱えたり、誰にも相談できず孤独やストレス
14 を感じたりするなど、こころのSOSサインに気づいた時の対処の仕方をはじめ、こころの
15 健康や病気、相談支援やサービスに関する情報等について学生を含む若者に周知します。

16 悩みや不安を抱える友達を相談支援やサポートにつなげることができるよう情報等を周知
17 します。

18

19

20 3 希望を叶える結婚・妊娠・出産への支援

21

22 結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものです。また、家族の在り方
23 や家族を取り巻く環境が多様化しています。個人の決定に対し、特定の価値観を押し付けたり、
24 プレッシャーを与えたりすることは決してあってはなりません。多様な価値観・考え方を尊重
25 することを大前提とし、どのような選択をしても不利にならないようにすることが重要です。
26 その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的
27 な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社
28 会全体で若い世代を支えていくことが重要です。

29 これらを踏まえ、以下の施策に取り組みます。

30

31 (1) 結婚支援

32

33 令和5年度(2023年度)に実施した県民アンケートによれば、結婚につながるきっかけや
34 タイミングで一番大きいものは「結婚したいと思える相手と自ら出会えた、確信したとき」
35 です。婚活イベントの開催や、結婚の決断を後押しする結婚相談窓口・結婚情報発信の充

¹⁷ こどもたちのために何がもっともよいことかを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するという「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、自らもアクションに取り組む個人、団体・企業、自治体等をいいます。

1 実、結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援等により、婚活・結婚を重点的に支援しま
2 す。

4 (2) 不妊治療等の支援

5
6 不妊治療に対する費用助成など不妊症や不育症の治療に係る支援を充実させるとともに、
7 仕事と不妊治療の両立など妊娠や出産に伴う悩み、こどもを迎えたいと願った際に直面する
8 悩みに対応する相談体制・情報提供を強化するほか、企業・団体に対して不妊治療と仕事の
9 両立をしやすい環境の整備について好事例や支援制度の周知を行いながら働きかけていきま
10 す。また、不妊症や不育症、出生前検査など妊娠・出産に関する正しい知識の普及を図りま
11 す。

13 (3) 出産支援と産後等の支援

15 (周産期医療体制の充実)

16 県内どこでも安心して出産できる環境づくりを推進するため、産科医師等の確保・育成に
17 継続的に取り組むとともに、ICTの活用や医療機関間の連携強化等を進め、総合的な周産
18 期医療体制を充実させます。

19 具体的には、限られた医療資源の中で周産期医療体制を維持していくため、周産期医療協
20 議会¹⁸の開催、周産期母子医療センター¹⁹等への緊急連絡用の専用携帯電話の配備及びくまも
21 とメディカルネットワーク²⁰の活用等により、周産期母子医療センター、地域周産期中核病
22 院²¹と地域の産科医療施設等との更なる連携強化を推進します。

23 また、低出生体重児や極低出生体重児の出生を減少させるため、産科・歯科医療機関及び
24 行政が連携して行う「熊本型早産予防対策」に取り組む市町村を拡大するとともに、妊娠中
25 の健康管理を徹底するため、妊婦等への禁煙や歯周病予防の指導、妊婦健診の受診勧奨等の
26 啓発を行います。

27 加えて、新生児集中治療室(NICU)退院児等の在宅移行支援や産後ケア事業の利用促
28 進等においては、周産期医療の関係者と小児医療、保健、福祉等に携わる市町村や関係機関
29 等との連携体制の構築を図ります。

30 あわせて、里帰り出産を行う妊産婦への支援を行うほか、医療と母子保健との連携や周産

¹⁸ 周産期医療体制の課題や必要な取組みを検討するために実施している協議会です。

¹⁹ リスクの高い妊娠に対する医療を提供する医療機関です。母体又は胎児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療を提供する総合周産期母子医療センターと、周産期に係る比較的高度な医療行為を行う地域周産期母子医療センターに分かれます。

²⁰ ICTを活用し、県内の医療機関をはじめ、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス施設、事業所など関係機関をネットワークでつなぐシステムです。このシステムを活用することにより、関係機関間の患者情報等の共有が可能になり、適切な医療・介護の提供に役立てることができます。

²¹ 周産期医療圏域毎に状態が安定している「母体」又は「新生児」の管理を担う中核的な医療機関です。

1 期医療を行う病院の横の連携を推進します。

2 なお、血液製剤の安定供給等を図ることで、安心安全な出産に備えます。

3

4 (産後等の支援)

5 産後ケアについては、市町村域を超えた広域的体制の整備等、事業の充実を図るととも
6 に、利用者の負担軽減等利用しやすい方法の検討を行います。

7 市町村と連携して、産後ケア等で流産・死産の際のグリーフケア²²も含めた支援体制を確
8 保し、養育者や流産・死産を経験した女性等のメンタルヘルスに係る取組みを進めるなど、
9 安心して出産ができる環境を整えます。

10

11 (産前から産後までの切れ目ない支援)

12 児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うこども家庭センターにおいて、産前産後
13 から子育て期を通じた切れ目ない継続的な支援を提供できる体制整備を支援し、市町村の児
14 童福祉業務との連携を推進することで、熊本モデルの児童相談体制を充実・強化します。

15 妊娠期から、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ「妊婦等包括
16 相談支援」と経済的支援を一体として実施する「妊婦のための支援給付」を充実させるとと
17 もに、市町村が給付金を現金以外で給付する場合に使用可能なシステムの活用について推進
18 します。

19

20 (妊娠・出産に関する相談・健診等の支援)

21 こどもの健康を守るための様々な検査・健診を、全てのこどもがどの居住先でも等しく受
22 診できるよう、必要な制度設計を国に求めます。また、母子保健情報のデジタル化と利活用
23 を進めます。

24 予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等が必要な支援を受けられるよう、乳児院、母子生活支援
25 施設、NPOなどの民間団体とも連携しながら、取組みを進めます。

26 乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防の観点から、新生児マススクリー
27 ング検査等を推進するほか、国に対して公費検査の対象項目の追加を要望していきます。

28 新生児聴覚検査など聴覚障がい早期発見・早期療育に資する取組みを進めます。

29

30 (個々の育児の状況に応じた保護者への支援の強化)

31 悩みを抱える保護者等を早期に発見し、児童虐待の予防や早期発見にも資するよう、切れ
32 目ない乳幼児健診・相談支援等を推進します。

33 こどもの心身の状態や発達・発育の偏り、慢性疾患等により育てにくさを感じる保護者を
34 支援するため、医療機関や市町村、県庁内各課等の関係者による連携した支援や専門的相談
35 などを行います。

36 小児慢性特定疾病を持つこどもに対しては、地域の支援体制を確立するための協議会によ
37 り、引き続き支援を行います。

²² 悲しみを抱える遺族に寄り添いサポートすることをいいます。

1 4 あらゆる家庭のニーズに応じた子育て支援

2

3 (子育て当事者を地域で支える取組み)

4 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化している中で、祖
5 父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にありま
6 す。

7 子育て当事者が、不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、ま
8 た、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに
9 向き合えるようにすることが、こども・若者の健やかな成長のために重要です。

10

11 (共働き、共育て世帯への支援)

12 共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両
13 立を支援していくことが重要であるため、共働きの意思のある家庭向けに共働き・共育てを推
14 進し、家庭内において育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参
15 画を促進する必要があります。

16 固定的性別役割分担意識や長時間労働等を前提とした働き方や暮らし方を見直し、子育て
17 当事者の女性と男性がともに、こどもと過ごす時間をつくることができ、仕事などで自己実現
18 を図りつつ相互に協力しながら子育てをすることができ、自らのキャリアを犠牲にすることな
19 く、むしろ子育て経験を仕事等に活かすなど自己実現を図ることができるよう、職場が応援し、
20 地域社会全体で支援するよう取り組む必要があります。

21 また、子育て当事者が、共働き・共育てを実現するために必要な情報や支援が得られるよう
22 にすることが重要です。

23

24 これらを踏まえ、以下の施策に取り組みます。

25

26 (1) 子育てや教育に関する経済的負担への対応

27

28 子ども医療費助成制度や幼児教育・保育の無償化など子育てに係る基幹的な経済的支援に
29 ついて、全国一律の制度化と支援基準の充実を図ることを国に求めるとともに、国の動向を
30 踏まえつつ、今後も引き続き、子ども医療費の助成や多子世帯の子育て支援を行います。

31 また、高等学校等の奨学給付金や育英資金制度を着実に実施するとともに、ニーズの変化
32 に対応して必要な措置を検討します。

33

34 (2) 地域や家庭でこどもを育成する安全・安心な環境の構築

35

36 (地域で子育てする環境の構築)

37 地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全てのこ
38 どもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援

1 として、地域子育て支援拠点や一時預かり、ファミリーサポートセンター、子育て短期支援
2 のほか、子育て世帯を支援する取組みを進めます。

3
4
5
6
7
8
9

(安心して子育てできる環境の構築)

子育て当事者の気持ちを受け止め、寄り添いながら、オンラインも活用した相談やプッシュ型の情報提供を行います。こどもとの親としての関わりの工夫や体罰等がこどもに与える悪影響等を親に伝えるなど、体罰によらない子育てに関する啓発を進めます。

子育て世代同士の交流の場の創出を推進します。

10

(親の学びと家庭教育支援)

11 保護者が家庭においてこどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、保護
12 者が学ぶことや、身近に相談相手がない状況にある保護者を切れ目なく支援することがで
13 きるよう、訪問型を含めた家庭教育支援チームの普及を図るほか、くまもと家庭教育支援条
14 例に基づき、親としての学び²³を支援する講座の充実その他の保護者の学習の機会の提供、
15 市町村と連携した家庭教育支援員の配置促進を図るなど、保護者に寄り添う家庭教育支援を
16 推進します。

17 また、同条例を踏まえて、県は、学校等がこどもの発達段階に応じた親（おとな）になる
18 ための学び²⁴の機会を提供するなど、家庭教育を総合的に支援します。

19
20

(3) 安心して働ける職場環境づくり等

21
22

(共働き、共育て世帯への支援)

23 家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子
24 育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働きの意思を
25 持つ家庭向けに共働き・共育てを推進します。

26 結婚後・出産後・子育て中も安心して働き続けたいと思える職場環境づくりを県民運動と
27 して推進します。

28 熊本市で実証中のこどもの習い事への送り迎えをする乗り合わせのA I デマンドタクシー
29 の動向を注視しつつ、放課後のこどもの交通手段の確保など、子育て世代における育児と仕
30 事の両立支援を図り、働く保護者のキャリア進展、世帯所得の向上、さらには、もう一人こ
31 どもが欲しいと思える熊本を構築します。

32
33

(職場風土や意識の改革)

34 職場の文化・雰囲気を変革的に変え、男性、女性を問わず、従業員が希望どおり、気兼ね

²³ 保護者が、こどもの発達段階に応じて大切にしたい家庭教育の内容、子育ての知識その他の親として成長するために必要なことを学ぶことをいいます。

²⁴ こどもが、家庭の役割、子育ての意義その他の将来親（おとな）になることについて学ぶことをいいます。

1 なく育児に関する休暇・休業制度を使えるよう、組織のトップや管理職の意識を変え、仕事
2 と子育てを両立できる職場環境づくりを進めていきます。

3 国と連携したワークルールの周知等により、長時間労働の是正や働き方改革を推進すると
4 ともに、こどもの行事や発病時の男性の休暇勧奨をはじめとする男性の家事・子育てへの参
5 画の促進、企業の福利厚生の実を働きかけること等により、女性に一方的に負担が偏る状
6 況を解消し、女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できるよう環境整備を進め
7 ます。

8 子育てのために休暇をとる方とこどものいない方との間で社会的な分断が生じないよう啓
9 発に努めます。

10

11 (県庁での率先的な取組み)

12 県庁全体が率先垂範の意識を持ち、職員の育児等のライフイベントの都合に合わせた時間
13 と場所にとらわれない働き方(テレワーク等)の推進や福利厚生の実など働きやすい職場
14 環境づくりを行うことで育児とキャリアアップの両立を支援するとともに、男性職員の育児
15 参画を促すほか、無理のない女性の管理職への登用拡大を含め、職員が活躍できる職場環境
16 づくりに率先して取り組みます。

17 こうした働き方改革やICTツールの導入など、県民や企業に取組みを求める前に、県庁
18 が先ず実行します。

19

20 (取組みの県内への波及)

21 県庁での率先的な取組みの上で、知事自ら先頭に立ち、企業・団体との対話を重ね、安心
22 して働ける職場環境づくりの実現を推進します。併せて、その実現を下支えするためにも、
23 中小企業・小規模事業者の支援を行っていきます。

24 また、結婚・子育て・介護など従業員の生活と仕事の充実を応援する「よかボス企業」
25 や、働く人がいきいきと輝き安心して働き続けられる「ブライト企業」を優遇する施策を全
26 庁挙げて充実させ、登録企業をさらに増やすとともに、産休・育休が昇任に与える悪影響を
27 排するなど、登録企業に取組みの深化を求めることで、従業員の労働環境や処遇の向上、職
28 場風土・意識の改革を進めます。

29 男性の家事・子育てへの参画の意識改革に加え、組織において就労環境や組織風土の根本
30 的な見直しにより実効性の高い取組みの横展開を図り、それぞれの家庭の事情やニーズに応
31 じて活用できるようにすることで、男性の家事・子育てに参画したいという希望を叶えると
32 ともに、共家事・共育てを推進していきます。

33

34 (4) ひとり親家庭への支援

35

36 本県においても全国同様、ひとり親家庭の相対的貧困率²⁵が40.9%と非常に高い水準にあ

²⁵ 貧困線に満たない世帯員の割合をいいます。貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額をいいます。

1 ることを直視し、ひとり親家庭の子育てを支え、高い就労率を経済的な自立の実現につなげ
2 ます。その際、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、いわゆる「時間の
3 貧困」にも陥りやすく、親子で心穏やかに過ごす時間を持つことが難しいことに留意しま
4 す。

5 ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経
6 済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、資格取得
7 支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組みます。また、こどもに届く生活・学習支援
8 を進めます。

9 別居により実質的にひとり親の状態となっている方を含む多くのひとり親が仕事と子育て
10 を一手に担わざるを得ない状況にあることを踏まえて、相談に来ることを待つことなくプッ
11 シュ型による情報提供を行うことや、様々な課題にワンストップで必要な支援につなげるこ
12 とができる相談支援体制を強化します。当事者の声を取り入れ、ひとり親家庭に対する偏見
13 や差別のない、当事者に寄り添った相談支援を行います。

14 こどもにとって不利益が生じることのないよう、こどもの最善の利益を考慮しながら、こ
15 どもと別居する親との安全・安心な交流を推進するとともに、養育費の履行確保のため、養
16 育費に関する相談支援や取決めの促進について強化を図ります。

17
18

19 5 特に支援が必要なこどもへの支援

20

21 (1) こどもの貧困対策

22

23 こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような熊
24 本をつくります。

25 こどもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることを県民全体で広く共有し、こども
26 の現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困の解消に全力をあ
27 げて取り組みます。

28

29 (それぞれの夢に挑戦できる環境の整備)

30 全てのこども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能
31 性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるようにします。

32 学校をはじめとした地域における関係機関・団体やスクールソーシャルワーカーが、要保
33 護児童対策地域協議会、子ども・若者支援地域協議会等の枠組みを活用して連携し、苦しい
34 状況にあるこどもや若者を早期に把握し、支援につなげる体制を強化します。

35 成人期への移行期に親からのネグレクト等により必要な援助が受けられず困難な状況にあ
36 る学生等の若者にも目配りします。

37 貧困の状況にあるこども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の
38 妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援を

1 進めます。

2

3 (保護者の就労支援)

4 保護者の就労支援において、子育て当事者の安定的な経済基盤を確保する観点から、単に
5 職を得るにとどまらず、所得の増大、職業生活の安定と向上のための支援を進めます。仕事
6 と両立して安心して子どもを育てられる環境づくりを進めます。

7 特に生活が困難な状態にある家庭については、保護者の状況に合ったきめ細かな就労支援
8 を進めていきます。

9

10 (社会の理解促進)

11 こどもの貧困は社会全体で受け止めて取り組むべき課題であるとの認識のもと、国、県、
12 市町村、民間の企業・団体等の連携・協働により、こどもの貧困に対する社会の理解を促進
13 します。

14

15 (2) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

16

17 (障がい児支援・医療的ケア児への支援)

18 こども基本法に加え、障害者の権利に関する条約や障害者差別解消法、「障害のある人もな
19 い人も共に生きる熊本づくり条例」の理念を踏まえ、障がいの有無によって分け隔てられる
20 ことなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するために、障が
21 いのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インク
22 ルージョン）を推進し、必要な啓発活動を推進します。それぞれのこども・若者の置かれた
23 環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自
24 立、社会参加を支援します。

25 障がいの有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、
26 地域における障がい児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターに療育相談員を配置
27 し、地域の障害児福祉サービス事業所等への支援機能の強化や保育所等への巡回支援の充実
28 を図るなど、地域における障がい児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョン
29 を推進します。

30 県内3カ所の発達障がい者支援センターにおいて、発達障がい児のライフステージに応じ
31 た切れ目ない総合的な支援の充実を進めます。

32 熊本大学病院を熊本県医療的ケア児支援センターに指定し、医療的ケア児や重症心身障が
33 い児に対する相談支援や情報提供、支援者養成等を行うほか、聴覚障がい児が適切な支援を
34 円滑に受けられるよう、関係機関の連携体制の充実を図るなど、専門的支援が必要なこども
35 や若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化します。

36 こどもや若者本人のみならず、保護者やきょうだいの支援を進めます。障がいや発達の特
37 性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、乳幼児期・学童
38 期・思春期の支援から一般就労や障がい者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、保

1 健、医療、福祉、保育、教育、労働など関係者の連携のもとで早い段階から行っていきま
2 す。

3 福祉と教育機関が連携した上で早期療育を推進するとともに、特別支援教育については、
4 障がいのあるこどもと障がいのないこどもが可能な限りともに学び育ちあうための条件・環
5 境整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を両輪として、インクル
6 ーシブ教育の実現に向けた取組みを一層進めます。

7 障がいのあるこども・若者の生涯にわたる学習機会の充実を図ります。

8
9 (慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援)

10 慢性疾病や難病を抱えるこども・若者について、児童福祉法及び難病の患者に対する医療
11 等に関する法律に基づきその自立を支援するための相談等を推進します。

12 こどもホスピスに関する県民への情報提供を行います。

13

14 (3) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

15

16 ア 児童虐待防止対策等の更なる強化

17

18 (児童虐待防止対策の包括的な支援体制の強化)

19 虐待相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してき
20 ている状況等を踏まえ、全てのこどもを対象にした子育て支援を行う市町村と心理士等の専
21 門性を活かした相談対応等を行う児童家庭支援センター、そして、リスクの高い事案に対応
22 する児童相談所が有機的に連携した三層構造の児童相談体制により、子育てに困難を抱える
23 世帯に対する包括的な支援体制の強化を行います。

24

25 (児童虐待の早期把握のための取組み)

26 虐待は決して許されるものではありませんが、あらゆる子育て当事者が無縁ではないとい
27 う認識のもと、不適切な養育につながる可能性のある家庭の支援ニーズをキャッチし、こど
28 もや家庭の声を、当事者の置かれた状況を踏まえ、しっかりと受け止め、子育ての困難や不
29 安を分かち合うことで、子育てに困難を感じる家庭、こどものSOSをできる限り早期に把
30 握し、具体的な支援を行う必要があります。

31 このため、こども家庭センターの設置支援や訪問家事支援等の家庭支援、こどもや親子の
32 居場所支援の推進等を行うとともに、市町村の支援の中心となるこども家庭センターが、地
33 域の保育所、学校などや支援の担い手である民間団体を含め、要保護児童対策地域協議会な
34 どの地域のネットワークと一体となって継続的に支え、虐待予防の取組みを強化します。

35

36 (予期せぬ妊娠への対応)

37 虐待による死亡事例(心中以外)の約半数を0歳児が占め、さらにその多くを月齢0カ月
38 児が占めている現実を踏まえ、孤立した環境の中で予期せぬ妊娠に悩む若年女性等に対する

1 相談・日常生活の支援や関係機関との調整等の支援の強化に取り組むとともに、こうした支
2 援の存在が、予期せぬ妊娠に悩む若年女性などの支援を必要としている本人に届くよう、相
3 談窓口の周知などに取り組みます。

4
5 (一時保護等)

6 こどもにとって不安が大きく、ケアの困難度も高いという一時保護の性質を十分に踏ま
7 え、こどもの状況等に応じた個別ケアが可能となるよう一時保護所の環境改善を進めるとと
8 もに、委託一時保護も含めてこどもの権利擁護を推進します。また、虐待等により家庭から
9 孤立した状態のこども・若者がそのニーズに合わせて必要な支援を受けられるよう取り組み
10 ます。

11 児童相談所が一時保護や措置を行う場合等においては、こどもの最善の利益を保障しつつ
12 こどもの意見又は意向を十分に勘案した判断を行うために、児童福祉法に基づく児童相談所
13 等によるこどもの意見聴取等を行うとともに、意見表明等の支援を実施し、こどもの権利擁
14 護を実現できる環境整備を積極的に推進します。また、一時保護開始時の司法審査の適切な
15 実施を図ります。

16 また、措置解除等に際して、親子の生活の再開や傷ついた親子関係の修復などのために、
17 親子関係の再構築支援を推進します。

18
19 (性被害への対応)

20 性被害の被害者等となったこどもからの聴取における関係機関の連携を推進し、二次被害
21 を防止する観点から、こどもの精神的・身体的な負担軽減等に取り組みます。また、こども
22 からの意見聴取を適切に行えるよう、聴取を行う側の知見や技術の向上を図るとともに、こ
23 どもが安心して話すことができる環境整備を進めます。

24
25 (体制の整備)

26 こども家庭福祉分野は、虐待を受けたこどものトラウマ等を含めたケアや要支援・要保護
27 家庭への相談支援を含むものであり、これに携わる者にはこどもと家庭の双方に対する高い
28 専門性が求められます。児童相談所への相談・通報が急増している中、こどもの安全・安心
29 の確保を図るため、新たな認定資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」等の専門資格
30 の取得促進に取り組むとともに、市町村及び児童相談所の体制強化を図るための人材の採
31 用・育成・定着支援、専門人材の活用促進等を県全体で進めます。また、支援現場の業務効
32 率化のためのICT化を推進します。

33
34 イ 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援

35
36 (家庭での養育が困難又は適当でない場合)

37 社会的養護を必要とする全てのこどもが適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、
38 心身ともに健やかに養育されるよう、家庭での養育が困難又は適当でない場合は、パーマネ

1 ンシー保障を目指して、養育環境の改善、親子関係再構築や家庭復帰の支援、親族等による
2 養育（親族等による里親養育・普通養子縁組合む）への移行支援、特別養子縁組の判断・支
3 援に取り組みながら、家庭養育優先原則に基づき、こどもが温かい家庭環境の中で豊かな愛
4 情を注がれて育つよう、里親支援センターなどの関係機関の支援等を通じた社会的養護の受
5 け皿としての里親やファミリーホームの確保・充実を進めます。

6
7 （家庭や里親等での養育が適当でない場合）

8 家庭や里親等での養育が適当でない場合は、「できる限り良好な家庭的環境」において養育
9 されるよう、質の高い個別的なケアを実現するための児童養護施設等の小規模化・地域分散
10 化、ケアニーズが高いこどもへの専門的な対応等を担うための高機能化・多機能化等の環境
11 改善や、その人材確保に努めます。

12
13 （社会的養護の支援の質の向上、こどもの意見尊重等）

14 児童養護施設等の多機能化・高機能化を図ります。また、社会的養護のもとにあるこども
15 の権利保障や支援の質の向上を図ります。これらの際、意見表明等の支援を行うことなど
16 より、社会的養護を必要とするこどもの声に耳を傾け、その意見を尊重した改善に取り組む
17 とともに、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方に留意し
18 て、児童相談所におけるケースマネジメントを推進します。

19
20 （自立支援）

21 施設や里親等のもので育った社会的養護経験者は、施設退所後等において、進学・就労や
22 自立した生活を営む上で、家族からのサポートが期待できないといった背景から、様々な困
23 難に直面している場合が多いことを踏まえ、多職種・関係機関の連携による自立支援を進め
24 るとともに、一人一人段階を経て自立をしていけるような地域社会とのつながりをもてるよ
25 う支援します。社会的養護の経験はないけれども同様に様々な困難に直面している若者につ
26 いても支援の対象として位置付けて支援に取り組みます。

27
28 ウ ヤングケアラーへの支援

29
30 本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、
31 いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出て
32 しまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自
33 覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報
34 共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげ
35 ていきます。

36 家族の世話などに係る負担を軽減又は解消するため、家庭に対する適切なアセスメントに
37 より世帯全体を支援する視点を持った対策を推進します。

1 (4) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組み

3 (こども・若者の自殺対策)

4 熊本県の自殺死亡率は、全国で少ない方から 13 番目に位置しているものの、20 歳代以下
5 のこども・若者の自殺者数は横ばいで推移しており、また、20 歳代以下の死因の第 1 位は自
6 殺であり、こども・若者の自殺対策は喫緊の課題となっています。

7 そのため、誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、
8 こども・若者への自殺対策を強力に推進します。

9 こども・若者の自殺対策については、自殺に関する情報の集約・分析等による自殺の要因
10 分析や、SOS の出し方や心の危機に陥った友人等からの SOS の受け止め方に関する教育
11 を含む自殺予防教育、1 人 1 台端末等の活用による自殺リスクの早期発見、電話・SNS 等
12 を活用した相談体制の整備、多職種 of 専門家 で構成される対応チームの設置促進等による自
13 殺予防への的確な対応、遺されたこどもへの支援、こども・若者の自殺が増加する傾向にあ
14 る長期休暇明け前後の集中的な啓発活動など、体制強化を図りながら、自殺総合対策大綱²⁶
15 及びこどもの自殺対策緊急強化プラン²⁷及びくまもと障がい者プランに基づく総合的な取組
16 みを進めていきます。

18 (こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備)

19 こどもが主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や、情報リテラシーの習得
20 支援、こどもや保護者等に対する啓発、フィルタリング²⁸の利用促進、ペアレンタルコン
21 トロール²⁹による対応の推進など、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境
22 整備に取り組めます。

24 (こども・若者の性犯罪・性暴力対策)

25 こども・若者に対する性犯罪・性暴力は、被害当事者の心身に長期にわたり有害な影響を
26 及ぼす極めて悪質な行為です。年齢や性別にかかわらず、また、どのような状況に置かれた
27 こども・若者であっても、性被害に遭うことはあってはならないとの認識のもと、こども・
28 若者への加害の防止、相談・被害申告をしやすくする取組み、被害当事者への支援、継続的
29 な啓発活動の実施等、総合的な取組みを進めていきます。

30 生命を大切にし、こどもを性暴力・性犯罪の加害者、被害者、傍観者にさせないための学
31 校・園における生命(いのち)の安全教育を実施します。

²⁶ 令和 4 年(2022 年)10 月 14 日閣議決定。

²⁷ 令和 5 年(2023 年)6 月 2 日こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議。

²⁸ 青少年を違法・有害情報との接触から守り、安心して安全にインターネットを利用する手助けをするサービスです。

²⁹ 保護者がこどものライフサイクルを見通して、その発達に応じてインターネット利用を適切に管理することをいいます。こどもの情報発信を契機とするトラブル防止の観点を含むものであり、管理の方法としては、技術的手段(フィルタリング、課金制限機能、時間管理機能等)と、非技術的手段(親子のルールづくり等)とに分かれます。

1 こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）の活用に向けた周知に
2 取り組みます。

3 こども・若者の性被害は潜在化・深刻化しやすいことなどを踏まえ、相談窓口の一層の周
4 知やこども・若者が相談しやすいSNS等の活用を推進するとともに、地域における支援体
5 制の充実のための取組みを推進します。

6
7 （犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備）

8 こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全てのこどもが
9 健やかに育つための大前提であるとの認識のもと、有害環境対策、防犯・交通安全対策、防
10 災対策等を進めます。

11 特に、こどもが犯罪や交通事故の被害に遭わないよう、通学路の見守りカメラの設置や、
12 「警察こども見守り・訪問隊」の活動を推進するとともに、防犯ボランティア団体、地域の
13 スクールガードによる登下校時の見守り活動の支援を検討します。

14 こども・若者が、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体
15 験的な学びを含め、発達の程度に応じて、体系的な安全教育を推進します。県職員が市町村
16 に直接出向き、地域で一緒に連携することで、例えばマイタイムラインの普及啓発等により
17 こどもの安全に関する保護者に対する周知啓発を進めます。

18 医薬品の過剰摂取（オーバードーズ）等の薬物乱用を防ぐため、関係機関と連携し、薬物
19 乱用のない環境づくりの推進に取り組みます。

20 チャイルド・デス・レビュー（CDR Child Death Review）³⁰の体制整備に必要な検討を
21 進めます。

22
23 （非行防止と自立支援）

24 こども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族への相談支援を
25 行うとともに、学校や警察等の関係機関・団体との連携を図り、自立支援を推進します。

26 社会全体として非行や犯罪に及んだこどもや若者に対する理解を深め、育ちを見守る社会
27 気運の向上を図ります。

28

³⁰ こどもの死亡時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、こどもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯、解剖結果等に関する様々な情報を基に死因調査を行うことにより、効果的な予防対策を導き出し、予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的としたものです。

1 第4 こども施策を推進するために必要な事項

3 1 こども・若者や子育て世代、保育・教育の現場で働く方など当事者・関係者の意見反映

5 (1) こども・若者の意見の政策への反映

7 (県における取組みの推進)

8 こども・若者の意見を政策に反映させるための取組みを推進し、こども・若者の意見の政
9 策への反映を進めます。その際、テーマに関する事前の情報提供や意見の反映状況に関する
10 フィードバックを重視するとともに、寄せられた意見について匿名化等の個人情報の適切な
11 保護を行った上で集約・分析する体制を構築します。

12 各部局の各種審議会、検討会等におけるこども施策に関する審議・検討にあたっては、こ
13 ども・若者、子育て当事者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じま
14 す。

15 平成23年(2011年)から実施している熊本県高校生県議会について、引き続き実施する
16 とともに、その周知広報を行います。

18 (市町村における取組み促進)

19 こどもや若者にとってより身近な施策を行う市町村において、様々な機会を捉え、こど
20 も・若者の社会参画の促進、意見を聴く取組みが着実に行われるよう、国が作成したガイド
21 ラインの周知や好事例の横展開等の情報提供を行います。

22 学校等においてこどもに関わるルール等の制定や見直し、校舎等の改修の過程にこども自
23 身が関与する先導的な取組事例について周知します。

25 (社会参画や意見表明の機会の充実)

26 こどもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に取り組みます。

27 また、保護者や教職員、幼児教育や保育に携わる者などこどもや若者の健やかな育ちに関
28 わるおとなのほか、広く社会に対しても、こども・若者の意見を表明する権利について周知
29 します。

30 こどもや若者が意見を表明し、社会に参画できるようになるため、こどもや若者が理解し
31 やすくアクセスしやすい多様な方法でこども施策に関する十分な情報提供を行うとともに、
32 意見表明を行う際にも必要な支援を行うよう努めます。

33 こどもや若者が、自らの意見や気持ちを表明してもよいことを理解できるよう、その年齢
34 や発達の程度に応じて、自らの権利について知る機会の創出に向けて取り組みます。

36 (多様な声を施策に反映させる工夫)

37 貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、不登校、・医療的ケア、非行などを始め、困
38 難な状況に置かれたこども・若者、ヤングケアラー、社会的養護のもとで暮らすこども、社

1 会的養護経験者など、様々な状況にあつて声を聴かれにくい子どもや若者、乳幼児を含む低
2 年齢の子ども、意見を表明することへの意欲や関心を必ずしも高くもてない子どもや若者が
3 いることを認識し、全ての子ども・若者が自らの意見を持ち、それを表明することができる
4 という認識のもと、安心して意見を表明し、その意見が施策に反映されるよう、SNSの活
5 用等、意見聴取に係る多様な手法を検討するとともに、十分な配慮や工夫をします。

6
7 (地域における子どもの意見反映・社会参画の拠点との連携強化)

8 地域における子どもの意見反映・社会参画の拠点として、放課後児童クラブ、放課後子供
9 教室、児童館、子ども会、子ども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所、公民館
10 や図書館などの社会教育施設、子どもの意見表明支援や子どもの社会参画機会の提供を行う
11 民間団体との連携を強化します。

12
13 (2) 子育て世代や保育・教育の現場で働く方など当事者・関係者の意見の反映

14
15 子ども未来創造会議を開催し、子ども・若者だけでなく子育て世代や保育・教育・母子保
16 健の現場で働く方など当事者・関係者の意見を子ども施策に反映します。

17
18 (3) 所管業界との職場環境づくりに関する意見交換

19
20 令和6年度(2024年度)から、「子どもまんなか熊本」推進本部を立ち上げ、幅広い部局
21 が関わっていることから、各部局が所管する業界とも、職場環境づくりについて継続的に意
22 見交換を行います。

23
24
25 2 子ども・若者、子育て当事者を支援する人の確保・育成・支援

26
27 (1) 子ども・若者、子育て当事者を支援する人の確保・育成

28
29 幼児教育や保育に携わる者、教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー
30 一、社会教育に携わる者、青少年教育施設の職員、児童相談所や児童福祉施設等の職員及び
31 里親、障がい児支援に携わる者、民生委員・児童委員、保護司、地域で子ども・若者や子育
32 てへの支援を担っているNPO等の民間団体の職員など、子ども・若者の健やかな育ちや困
33 難に対する支援、子育て支援に携わる担い手の確保、育成、専門性の向上を図ります。

34
35 (2) 子ども・若者、子育て当事者を支援する人への支援

36
37 担い手自身が喜びを感じながら仕事におけるキャリアが形成できる環境づくりを進めま
38 す。子どもや家庭との関わりの中でストレスにさらされている職員などに対するメンタルケ

1 アに取り組めます。こどものことが好きでこどもや子育て当事者に関わる者が、それぞれの
2 希望に応じて結婚、妊娠、出産、子育てができるように支援します。

3 幼児教育・保育を担う教員・保育士等スタッフ全員がこどもに笑顔で接することができる
4 よう、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減、職
5 員配置基準の改善を進めるべく、国に制度改正を求めるとともに、県としても幼児教育・保
6 育を担う人材の育成及び特別な配慮が必要なこどもへの適切な対応等が可能となる体制整備
7 を進めつつ、こどものために幼児教育・保育で働くことの良さ・素晴らしさを積極的に情報
8 発信して人材確保に努めます。

9 また、人口減少地域においても安定的に保育所等を運営できるよう支援制度の拡充を国に
10 引き続き要望していきます。

11 地域における身近なおとなや若者など、ボランティアやピアサポートができる人材など多
12 様な人材を確保・育成します。

13 こども・若者の健やかな育ちや子育て支援に携わる民間団体同士、行政機関と民間団体の
14 連携強化を図ります。

15 教職員研修の充実や教職員を支援する人材の配置・体制の拡充とともに、BPR（業務の
16 抜本改革）の手法を取り入れ、校務DXを図り、こどもたちと向き合う時間の充実という本
17 来の目的を達成する働き方改革を推進します。

18

19

20 3 こども・若者、子育て当事者にやさしい社会づくりのための気運醸成

21

22 (1) 社会全体で「将来世代」を支え、育てる気運の醸成

23

24 企業や地域社会、子育てを終えられた方々や子育てされていない方々も含めて、皆が参加し
25 て、こども・若者や子育てをめぐる問題は日本の未来に関わるという意識を持ち、こどもや家
26 族が大事にされるよう、また、こどもや若者、子育て当事者が気兼ねなく様々な制度や支援メ
27 ニューを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人が
28 こどもや子育て中の方々を応援し、社会全体で「将来世代」を支え、育てる気運の醸成に取り
29 組みます。

30 特に、「こども食堂」、「地域の学習教室」、「地域未来塾」、「地域の縁がわ」など、こどもが
31 気軽に集える地域の居場所づくりを支援するなどして、こどもや子育て世代と地域とのつなが
32 りを強め、支援が必要なこども・家庭の早期発見や早期の包括的支援につなげるだけでなく、
33 地域全体でこどもの育ちを応援する気運を醸成します。

34

35 (2) こども・若者、子育て当事者に優しい社会づくり

36

37 こども・子育てを応援する地域や企業の好事例の共有・横展開、公共交通機関等における妊
38 産婦や乳幼児を連れた家庭に対する分かりやすい案内や妊産婦や乳幼児を連れた家庭への配

1 慮に関する利用者の理解・協力の促進など、様々な取組みを通じて子どもや子育て当事者を社
2 会全体で支える気運を醸成していきます。

3
4
5 4 その他の子ども施策の共通の基盤となる取組み

6
7 (1) 「子どもまんなか」の実現に向けたエビデンスの活用

8
9 様々なデータや統計を活用するとともに、子ども・若者からの意見聴取などの定性的なデ
10 ータも活用し、個人情報を取り扱う場合にあっては子どもや若者本人等の権利利益の保護に
11 も十分に配慮しながら、課題の抽出などの事前の施策立案段階から、施策の効果の事後の点
12 検・評価・公表まで、それぞれの段階で、エビデンスを踏まえて多面的に施策を立案し、評
13 価し、改善していきます。

14 その際、試行錯誤をしながら進めていくこと、定量的なデータに固執し過ぎず定性的なデ
15 ータも活用することを認識しつつ進めます。また、子ども・若者や子育て当事者の視点に立
16 ち、施策の実態を踏まえて、何をアウトカムとすることが適切か、そうしたアウトカムをど
17 のように得ていくのかについて、国における検討状況を踏まえた上で検討していきます。

18 良質なデータがあってこそ導出されたエビデンスを施策課題等に照らして解釈することが
19 可能となるとの認識のもと、各部局が連携して、子ども・若者や子育て当事者の視点に立っ
20 た調査の充実や必要なデータの整備等を進めます。

21
22 (2) 地域における包括的な支援体制の構築・強化

23
24 教育・保育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体が密接に情報
25 共有・連携を行う「横のネットワーク」と、義務教育の開始・終了年齢や、成年年齢である
26 18歳、20歳といった特定の年齢で途切れることなく継続して支援を行う「縦のネットワ
27 ーク」による包括的な支援体制として、県内の教育委員会や福祉部局、学校・園、スクールカ
28 ウンセラーやスクールソーシャルワーカー、児童発達支援センター、児童家庭支援センタ
29 ー、児童相談所、子ども家庭センター、子ども・若者総合相談センター、医療機関等（産婦
30 人科、小児科、精神科、歯科等の医療機関、助産所及び薬局）、子ども・若者や子育て当事者
31 の支援に取り組む民間団体等の連携を推進することにより、県内の共助体制の構築を図りま
32 す。

33 子ども基本法第14条第2項を踏まえ、医療、保健、福祉、教育、養育等に関する支援を
34 行う関係機関及び地域において子どもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確
35 保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行
36 う子どもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必
37 要な措置を講ずるよう努めます。

38 市町村における子ども家庭センターの設置支援を進めるとともに、子ども家庭センターや

1 子ども・若者総合相談センター等におけるこども・若者や子育て当事者の相談支援を強化し
2 ます。

3 国が示すこどもデータ連携に係るガイドラインを参考に、潜在的に支援が必要なこども・
4 若者や家庭を早期に把握し、SOSを待つことなく、プッシュ型・アウトリーチ型支援を届
5 けることができる取組みを推進します。

6

7 (3) 子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報
8 発信

9

10 (子育てに係る手続き・事務負担の軽減)

11 制度があっても現場で使いづらい・執行しづらいという状況にならないよう、プッシュ型
12 通知や、デジタル技術を活用した手続等の簡素化、データ連携、様々な手続をワンストップ
13 で行うことができる窓口の整備、申請書類・帳票類の簡素化・統一化などを通じ、子育て当
14 事者等の利便性向上や子育て関連事業者・地方公共団体等の手続・事務負担の軽減を図りま
15 す。

16

17 (必要な支援を必要な人に届けるための情報発信)

18 こども・若者や子育て当事者に必要な情報や支援が届くよう、必要な情報が分かりやすく
19 まとまって確認できるような一覧性が確保された情報発信、若い世代にとってなじみやすい
20 SNS等を活用したプッシュ型広報、子育てに関する体験会の実施、制度や支援の利用につ
21 いて気軽に問い合わせができるオンラインでの支援、部門を超えて横の連携をとって事業を
22 組み合わせるコーディネートなど、情報発信や広報を改善・強化します。

23

24

25 5 施策の推進体制等

26

27 (1) 本県における推進体制

28

29 こども・子育てを地域全体で支えるためには、行政や県民、事業者が連携して子育て支援
30 等に取り組んでいくことが大切であるため、県、市町村、子育て当事者、教育・保育等を行
31 う者、県民及び事業者の責務や役割を、熊本県子ども輝き条例等を踏まえて次のとおり明確
32 にし、互いに連携して推進します。

33 また、推進の方向性を熊本県子ども・子育て会議及び「こどもまんなか熊本」推進本部で
34 審議します。なお、こども・若者の育ちの大きな柱である教育の推進については、本計画に
35 掲げる事項のほか、「熊本県教育大綱」及び「熊本県教育振興基本計画」に沿った取組みを推
36 進します。

37

38 (県の取組み)

1 県は、こどもまんなか熊本の実現に向けて、こどもの育ちの環境づくり、教育環境の整備
2 その他こどもに係る施策を、計画的かつ総合的に推進していきます。

3 具体的には、

- 4 ・ 「こどもまんなか熊本」推進本部会議を中心に、知事のリーダーシップのもと、県庁一
5 体となって、こどもまんなか熊本・実現計画を総合的に推進します。その際、基本方針・
6 総合戦略等の他の計画と整合的に進めることに留意します。
- 7 ・ こども施策の実施の推進及び関係部局相互の調整等のため、関係部局の課長級からなる
8 幹事会を活用します。幹事会構成員は、所属部局におけるこども施策の推進の中核として
9 部局内関係施策の取りまとめと推進を担います。
- 10 ・ 「こどもまんなか熊本」推進本部において、基本方針編に基づき具体的に取り組む施策
11 を具体施策編として取りまとめます。熊本県子ども・子育て会議において、施策の実施状
12 況や本計画に掲げた数値目標・指標等を検証・評価し、その結果を踏まえ、「こどもまんな
13 か熊本」推進本部において、毎年秋頃を目途に具体施策編の改訂版の中間整理を行い、関
14 係部局の予算要求等に反映するとともに、春頃を目途に改訂版を公表します。これらによ
15 り、継続的に施策の点検と見直しを図ります。
- 16 ・ 具体施策編の実施状況とその効果、基本方針編に掲げた数値目標と指標の状況、社会情
17 勢の変化等を踏まえ、おおむね5年後を目途に、基本方針編を見直します。
- 18 ・ 熊本県子ども・子育て会議は、本県におけるこども・子育て支援に関する施策の総合的
19 かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議します。
- 20 ・ 県は、こども・子育て政策を担当する健康福祉部長を中心に関係部局が連携し、こど
21 も・子育て関連施策についての企画及び立案並びに施策の実施を担います。
- 22 ・ 県は、市町村、子育て当事者、教育、保育等を行う者、県民及び事業者がそれぞれの役
23 割を果たし、それぞれが連携協力して子育て支援等を行うことができるよう、必要な助言
24 及び適切な援助に努めます。

25 また、県は、本計画の内容について、こどもを含めた県民の理解が深まり、県民がそれぞ
26 れの立場で取組みを進めていけるよう、広報及び啓発並びに必要な支援に努めていきます。

27 28 (市町村の役割)

29 市町村は、子育てしやすい地域社会の形成に関し、多くの事業で実施主体を担う等、重要
30 な役割を担っていることから、子育て支援等に取り組む人材の確保及び育成を図り、適切な
31 子育て支援等に関する施策を実施するよう努めることが期待されます。

32 また、県、子育て当事者、教育・保育等を行う者、県民及び事業者と連携協力して子育て
33 支援等に取り組む体制を整備するよう努めることが期待されます。

34 35 (子育て当事者の役割)

36 子育て当事者は、子育ての第一義的役割を担うものとして、こどもに愛情をもって接し、
37 大切に育てていくとともに、自らが成長していくよう努めることが期待されます。

1 (教育・保育等を行う者の役割)

2 こどもの教育・保育等を行う者は、こどもの育ちについての専門性を高めていくとともに、
3 互いに協力し、こどもの育ちを支援していくよう努めることが期待されます。

4
5 (県民および事業者の役割)

6 県民及び事業者は、こどもを地域及び社会全体で育てていくという認識のもと、こどもの
7 育ちを支えていくよう努めることが期待されます。

8 県民は、次に掲げる環境が確保されるよう、それぞれの立場で努めていくものとします。

9 ① すべてのこどもが、自ら進んで、よく学び、よく遊び、よく食べ、よく眠り、様々な
10 人とふれあい、又は様々な体験をすることができること。

11 ② すべてのこどもが、可能性及び柔軟性を有する存在として、一人一人の発達段階に応
12 じて適切な支援を受けながら、自ら伸びていく力が引き出されること。

13 ③ すべてのこどもが、いじめ、虐待、犯罪、事故その他その成長を阻害することから守
14 られること。

15 ④ すべてのこどもが、孤立感を持つことなく、家庭、学校又は地域におけるきずなの中
16 で、喜び、悲しみ及び感動を共有し、育つことができること。

17 また、県民は、すべてのこどもが自ら学び、心豊かに育つために、次に掲げる事項を、自
18 らが手本となり、それぞれの立場で教え、伝えていくことが期待される。

19 ① 自分の命及び他人の命を大切にするとともに、他人を思いやり、感謝すること。

20 ② 社会の規律を守り、家庭及び地域の一員としての役割を積極的に果たすこと。

21 ③ 自分の住む地域、国及び世界のことを知り、郷土、自然、文化及び伝統を大切にす
22 ること。

23 ④ 未来への夢を持ち、働くことの尊さを知り、様々な困難を自ら乗り越え、自立してい
24 くこと。

25
26 (2) 数値目標と指標の設定

27
28 基本方針編が目指す「こどもまんなか熊本」の実現に向けたこども・若者や子育て当事者
29 の視点に立った数値目標を別紙1のとおり設定します。

30 併せて、こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標を別紙2の
31 とおり設定します。なお、具体的に取り組む施策の進捗状況を検証するための指標につい
32 ては具体施策編において設定します。

33 おおむね5年後の基本方針編の見直しに向けた数値目標や指標の充実について、熊本県子
34 ども・子育て会議において検討します。

35
36 (3) 市町村こども計画の策定促進、市町村との連携

37
38 (市町村こども計画の策定促進)

1 こども基本法において、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こ
2 ども計画を作成するよう努力義務が課せられています。自治体こども計画は、各法令に基づ
3 くこども施策に関する関連計画と一体のものとして作成できることとされており、区域内の
4 こども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層分かりやすいものとし
5 ることなどが期待されています。

6 こども施策に関する計画を市町村こども計画として一体的に策定する市町村を積極的に支
7 援します。

8

9 (市町村との連携)

10 県と市町村が情報共有・意見交換する場を活用し、地域の実情を踏まえつつ、県と市町村
11 の視点を共有しながら、こども施策を推進していきます。市町村の取組状況を把握し、その
12 取組みが促進されるよう、また、地域間格差をできる限り縮小していくことも念頭に置きつ
13 つ、必要な支援を行うとともに、現場のニーズを踏まえた市町村の先進的な取組みを横展開
14 し、必要に応じて施策に落とし込んでいきます。

15

16 (4) 財政上の措置等

17

18 こども基本法第5条、子ども・若者育成支援推進法第4条、こどもの貧困の解消に向けた
19 対策の推進に関する法律第15条第1項、子ども子育て支援法第3条第2項及び次世代育成支
20 援対策推進法第10条第1項を踏まえ、事業の選択と集中を図りながら、財政上の措置その他
21 の必要な施策を講じます。

22 令和6年(2024年)3月2日の衆議院・総務委員会で全会一致の決議がなされた「持続可
23 能な地方税財政基盤の確立及び大規模災害等への対応に関する件」において、「こども・子育
24 て政策の強化等の重要課題に取り組んでいくためには、地域のそれぞれの実情に応じた諸施
25 策を中長期にわたって実施していく必要があることに鑑み、その実施に必要な歳出を継続的
26 かつ安定的に地方財政計画に計上すること」とされたことも踏まえた上で、こどもまんなか
27 熊本・実現計画を推進するために必要な安定的な国の財源の確保について、国への要望を引
28 き続き実施していきます。

29

- 1 別添 教育・保育の提供体制
- 2 ※次回会議でお示しする予定。
- 3

1 別紙

2 1 「こどもまんなか熊本」の実現に向けた数値目標

3

4 本文第1の「4 計画が目指す「こどもまんなか熊本」の実現に向け、こども・若者や子
5 育て当事者の視点に立った数値目標として、以下を設定する。

項目	現状	目標	出典等
普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがよくある児童生徒の割合	小学校(公立) 47.2% 中学校(公立) 38.8%	小学校(公立) 55.0% 中学校(公立) 55.0%	全国学力・学習状況調査(文部科学省)
自分には、よいところがあると思うと答えた児童生徒の割合	小学校(公立) 38.8% 中学校(公立) 32.4%	小学校(公立) 55.0% 中学校(公立) 55.0%	全国学力・学習状況調査(文部科学省)
将来の夢や目標を持っていると答えた児童生徒の割合	小学校(公立) 60.3% 中学校(公立) 38.5%	小学校(公立) 70.0% 中学校(公立) 55.0%	全国学力・学習状況調査(文部科学省)
人が困っているときは、進んで助けると答えた児童生徒の割合	小学校(公立) 89.8% 中学校(公立) 85.7%	小学校(公立) 90.0% 中学校(公立) 90.0%	全国学力・学習状況調査(文部科学省)
人の役に立つ人間になりたいと答えた児童生徒の割合	小学校(公立) 73.1% 中学校(公立) 71.3%	小学校(公立) 80.0% 中学校(公立) 80.0%	全国学力・学習状況調査(文部科学省)
悩みなど(※2)を相談できる人がいると答えたこども、保護者の割合	こども 72.6% 保護者 85.0%	こども 80.0% 保護者 90.0%	熊本県こどもの生活実態調査
「こどもまんなか熊本」の実現を進めるべきと強く思う県民の割合(※3)	—	55.0%	県民アンケート調査～県民生活や県の取組みに関する意識調査～
子育てができる・したいと思える環境が整っていると感じている県民の割合	—	55.0%	県民アンケート調査～県民生活や県の取組みに関する意識調査～

6

※1 現状欄の数値は R5 年度時点、目標欄の数値は R11 年度時点のもの。

7

※2 保護者については「悩みなど」に代えて「悩みや子育ての相談など」で聞いている。

8

※3 県民アンケートの設問では、「こどもまんなか熊本」について「あらゆる立場の個人や組織、コミュニティ等が、こどもや若者・子育て当事者の視点に立ち、その最善の利益を第一に考えながら様々な取組みを実施する熊本のことです。」と注釈を記載。

11

1 2 こども、若者、子育て当事者の置かれた状況を把握するための指標
2

計画の掲載場所	項目	現状	出典等
第3「こどもまんなか熊本」の実現に向けた重要事項 1 こどものライフステージに応じた支援 (1)ライフステージを通じた支援 ア こども・若者の権利の擁護	「こどもは権利の主体である」と思う人の割合	-	県民アンケート調査 ～県民生活や県の取組みに関する意識調査～
イ 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり (遊びや体験活動の推進)	食育の考え方や内容を理解し、日常生活の中に生かしている人の割合	41.8%	第4次熊本県健康食生活・食育推進計画
	農林漁業体験の実践事業者数	192人	熊本県農林水産部調べ
(生活習慣の形成・定着)	むし歯のない幼児(3歳児)の割合	85.2% (R4年度)	第8次熊本県保健医療計画
	肥満傾向児の割合	小学5年生 12.0% 中学2年生 10.0% (R4)	第5次くまもと21ヘルスプラン
(こども・若者が活躍できる機会づくり)	日本語指導が必要な児童生徒のうち学校において特別な配慮に基づく指導を受けている者の割合	89.6%	第4期熊本県教育振興基本計画
(こども・若者の可能性を拡げていくためのジェンダーギャップの解消)	固定的な性別役割分担に同感しない県民の割合	82.9%	次期総合戦略
ウ こどもたちが笑顔で育つ地域づくり	渋滞時における自動車の平均旅行速度	18.6Km/h	次期総合戦略
エ こどもや若者への切れ目ない保健・医療の提供	10歳代の人工妊娠中絶率	4.0% (R4年)	第8次熊本県保健医療計画
(2) こどもの誕生前から幼児期までの支援	児童生徒が切れ目なく支援を受けられる割合(個別の教育支援計画の小学校から高等学校までの引継ぎの割合)	97.7%	第3期くまもと「夢への架け橋」教育プラン
(3) 学童期・思春期の支援 ア 質の高い教育の推進 (安全・安心に過ごせる学校づくり)	「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」と答えた児童生徒の割合	-	第4期熊本県教育振興基本計画

計画の掲載場所	項目	現状	出典
(3) 学童期・思春期の支援 ア 質の高い教育の推進 (安全・安心に過ごせる学校づくり)	不登校の児童生徒が、教職員だけでなく学校内外の専門機関等からの支援を受けている割合(公立小中学校)	93.6% (R6.7)	第4期熊本県教育振興基本計画
(確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成)	「授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいる」と思う児童生徒の割合(小中学校)	小学校 74.8% 中学校 73.3%	第4期熊本県教育振興基本計画
	探究的な学びにおいて、整理や分析を踏まえて、自分の考えを分かりやすくまとめ、発表した生徒の割合(高等学校)	86.5%	第4期熊本県教育振興基本計画
ウ 居場所づくり	放課後児童クラブの待機児童数	216人	事業実績報告
エ 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実等	乳児死亡率	2.6‰	人口動態統計(厚生労働省)
	幼児死亡率	0.1‰	人口動態統計(厚生労働省)
	小児(15歳未満)の死亡率	0.3‰	人口動態統計(厚生労働省)
2 若者の夢が実現できる環境整備 (1) 高等教育の修学支援、高等教育の充実	大学等への進学率(私立高校)	53.4% (R5.3月卒業生)	学校基本調査
	大学等への進学率(公立高校)	46.5% (R5.3月卒業生)	学校基本調査
(2) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組み	ブライツ企業に就職した新卒学生数	6,991人 (R2~R5年度計)	次期総合戦略
	新規学卒就職者(県内高校)の県内就職率	66.1%	次期総合戦略
	正社員・正職員の賃上げ実施状況	85.0%	熊本県労働条件等実態調査報告書

計画の掲載場所	項目	現状	出典
3 希望を叶える結婚・妊娠・出産への支援 (1) 結婚支援	50歳時未婚率	男性 25.08 女性 17.63 (R2年)	性別50歳時未婚割合 (国立社会保障・人口問題研究所)
	平均初婚年齢	男性 30.4歳 女性 29.2歳 (R4年)	人口動態統計(厚生労働省)
	未婚者(25~34歳)のうち、独身でいる理由として「適当な相手にめぐり会わない」と答えた人の割合	-	「こどもまんなか熊本」の実現に向けたこども・子育てに関する県民アンケート
(2) 不妊治療等の支援	不妊治療をする際に、本人や配偶者、パートナーが不妊治療と仕事の両立について不安を感じた人の割合	62.7%	「こどもまんなか熊本」の実現に向けたこども・子育てに関する県民アンケート
(3) 出産支援と産後等の支援	出生数	11,189人	人口動態統計(厚生労働省)
	合計特殊出生率	1.47	人口動態統計(厚生労働省)
	年少人口割合	13.0% (R4年)	人口動態統計(厚生労働省)
(周産期医療体制の充実)	低出生体重児出生率	8.8%	第8次熊本県保健医療計画
	極低出生体重児出生率	0.8%	第8次熊本県保健医療計画
	妊娠中の喫煙率	2.3%	医療費の見直しに関する計画
(産前から産後までの切れ目ない支援)	妊娠満11週以内の妊娠届出率	94.4% (R4)	地域保健・健康増進事業報告(厚生労働省)
4 あらゆる家庭のニーズに応じた子育て支援 (1) 子育てや教育に関する経済的負担への対応	現実的に産み育てる予定のこどもの数が理想の数より少ない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎる」と答えた人の割合	学生・生徒 66.3% 社会人 55.3%	「こどもまんなか熊本」の実現に向けたこども・子育てに関する県民アンケート

計画の掲載場所	項目	現状	出典
(2) 地域や家庭でこどもを育成する安全・安心な環境の構築	保護者がこどもと一緒に遊びや料理、会話等をする時間が「30分未満」の割合(平日1日あたり、休日1日あたり)	平日 28.6% 休日 9.5%	熊本県子どもの生活実態調査
(3) 安心して働ける職場環境づくり等(共働き、共育て世帯への支援)	ワークライフバランスに配慮した職場環境づくりに取り組んでいる企業の割合	55.3%	熊本県労働条件等実態調査報告書
(職場風土や意識の改革)	民間企業における管理職(係長以上)に占める女性の割合	28.9%	熊本県労働条件等実態調査報告書
(県庁での率先的な取り組み)	県庁内の育児休業取得率(男性)	58.7%	地方公共団体の勤務条件等調査
	県庁は子育てしやすい環境と感じている職員の割合	-	職員向けアンケート
(取り組みの県内への波及)	育児休業の取得率(男性)	37.2%	熊本県労働条件等実態調査報告書
	県内のテレワーク実施率	24.4%	熊本県労働条件等実態調査報告書
(4) ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭の相対的貧困率	40.9%	熊本県子どもの生活実態調査
5 特に支援が必要なこどもへの支援 (1) こどもの貧困対策	こどもの相対的貧困率	13.3%	熊本県子どもの生活実態調査
	こどもの進学が希望どおりにならないと思う理由(経済的な余裕がない)	22.1%	熊本県子どもの生活実態調査
(2) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援	医療的ケア児数	286人 (R3年度)	第6期熊本県障がい者計画
	重症心身障がい児数	359人 10.0 (R2.8)	第6期熊本県障がい者計画
(3) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 ア 児童虐待防止対策等の更なる強化	死亡又はそれに準ずる重篤な児童虐待事例の発生件数	0件	児童相談所における対応件数
イ 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援	里親委託率	20.2%	社会的養育推進会議

計画の掲載場所	項目	現状	出典
ウ ヤングケアラーへの支援	ヤングケアラーに該当する と考えられるこどもの割合	-	熊本県子どもの生活 実態調査
(4) こども・若者の自殺対策、犯罪など からこども・若者を守る取組み	こども・若者の自殺者数(20 代以下)	36 人 (R5 年)	地域における自殺の 基礎資料
	インターネット利用に起因 する福祉犯の被害少年数	25 人	各警察署からの報告 数
第4 こども施策を推進するために必要な 事項 1 こども・若者や子育て世代、保育・教 育の現場で働く方など当事者・関係者の意 見反映	こども施策に自分の意見が 反映されていると思う学 生・生徒の割合	-	「こどもまんなか熊 本」の実現に向けた こども・子育てに関 する県民アンケート
2 こども・若者、子育て当事者を支援す る人の確保・育成・支援	保育所等保育士数	14,059 人 (R6/4/1)	熊本県庁子ども未来 課調べ
	幼稚園教諭数	884 人 (R5/4/1)	熊本県庁子ども未来 課調べ
	保育士の新規登録者数	663 人(R5 年)	熊本県庁子ども未来 課調べ
	幼稚園教諭の新規登録者数	I 種免許状 137 人 II 種免許状 170 人	熊本県教育庁調べ
	保育士の平均的な賃金	3,798 千円	賃金構造基本統計調 査
	幼稚園教諭の平均的な賃金	3,885 千円	賃金構造基本統計調 査
	時間外在校等時間が月4 5 時間以内の公立学校の教職 員の割合(県立・市町村立)	県立 76.7% 市町村立 70.0%	第4 期熊本県教育振 興基本計画

1 ※現状欄の数値は、特段の説明書きが無い場合は R5 年度時点のもの。

2

1 参考資料1 第2期「くまもと子ども・子育てプラン」における進捗状況

2

3 (1) 第2期「くまもと子ども・子育てプラン」の構成

4

5 第2期「くまもと子ども・子育てプラン」は、以下の「めざす姿」を達成するため5つの基
6 本的視点を設定し、3つの章立てで具体的施策を推進しました。

7

8 計画期間

9 令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間

10 ※第1期計画（計画期間：平成27年度（2015年度）から令和元年度（2019年度））

11

12 めざす姿

13 1 すべての子どもが健やかに育ち、豊かなこころを育むことができる地域社会

14 2 安心して安全に子どもを生み育てることができる地域社会

15

16 基本的視点

17 視点1 子どもの幸せを支援する

18 視点2 すべての子どもや子育て家庭を支援する

19 視点3 親育ちの過程を支援する

20 視点4 結婚・妊娠・出産・育児を切れ目なく支援する

21 視点5 社会全体で子育て・子育てを応援する

22

1 (2) 計画の実施状況

3 第1章 教育・保育等の推進

4 第1節 区域の設定と量の見通し

5 第2節 県の支援等の取組み

- 6 1 教育・保育施設の役割と連携の推進
- 7 2 地域子ども・子育て支援事業の推進
- 8 3 教育・保育に従事する者等の確保及び資質の向上
- 9 4 教育・保育サービスの充実

11 【主な取組み】

- 12 ● 保育の待機児童対策として受け皿の拡大支援に取り組みました。
- 13 ● 幼保等・小中の円滑な接続の推進を図るため、「幼保等、小、中連携セミナー（R5年
- 14 度10カ所、695人参加）」等を実施し、連携・接続の重要性を啓発しました。
- 15 ● 地域子ども・子育て支援事業の実施主体である市町村が策定した「子ども・子育て支
- 16 援事業計画」に従って、ニーズに応じた事業を円滑に実施できるよう、助言や情報提
- 17 供を行い市町村を支援しました。
- 18 ● 保育士修学貸付（R5年度112名に貸付）や保育士養成施設等就職説明会（R5年度10
- 19 回開催、計269名参加）等による新規人材の確保、処遇改善等による離職防止、潜在
- 20 保育士の再就職支援（保育士再就職支援コーディネーターのあっせんにより、R5年度
- 21 に求職者77人のうち13人が保育所等に就職）に取り組みました。
- 22 ● 幼稚園教員・保育士等の資質向上及び保育現場におけるリーダー的職員育成の研修を
- 23 実施しました（R5年度5,689人受講完了）。
- 24 ● 保育所、認定こども園、地域型保育事業及び幼稚園を利用する第3子以降の未就学児
- 25 の保育料を無料とする支援を継続しました。

27 【成果と課題】

- 28 ● 保育の待機児童はH30/4時点で182人だったのがR6/4時点で4人に減少しましたが、
- 29 近年、企業進出等により人口が増加している地域があることから、引き続き受け皿の
- 30 拡大を支援する必要のある地域があります。
- 31 ● 病児保育等について、実施主体である市町村や現場の声を聴きながら、県として有効
- 32 な支援実施につなげることが必要です。
- 33 ● R5年に行った保育所アンケートによれば、保育現場の業務負担の大きさを理由に保育
- 34 士再就職を躊躇する人がいること等を背景に、県内で約500人の保育士が不足してお
- 35 り、保育士人材の確保が課題です。同アンケートによれば、保育現場の業務負担の大
- 36 きさを理由に再就職を躊躇する層が少なからず存在します。
- 37 ● 熊本市と連携して、「こども誰でも通園制度」の試行実施で得た知見等を他の市町村
- 38 に共有する等により本格実施への対応を万全にする必要があります。

- 不適切な保育の未然防止や、特別な配慮が必要なこどもへの適切な対応等、保育の質を向上させる体制や研修の充実が必要です。
- 子育てに必要な支援の上位に「こどもを産み育てていくために必要な資金」が挙がっており、子育てや教育に関する経済的負担への対応が引き続き必要です。

【関連数値の動向】

No.	関連数値等	H30年度 実績値	R1年度 実績値	R2年度 実績値	R3年度 実績値	R4年度 実績値	R5年度 実績値
教育・保育関係							
1	特定教育・保育施設利用定員 (次年度4月1日時点)	69,730人 (H31.4.1)	70,647人 (R2.4.1)	69,632人 (R3.4.1)	69,123人 (R4.4.1)	68,155人 (R5.4.1)	66,665人 (R6.4.1)
2	特定教育・保育施設利用児童数 (次年度4月1日時点)	64,750人 (H31.4.1)	63,134人 (R2.4.1)	62,192人 (R3.4.1)	61,248人 (R4.4.1)	59,480人 (R5.4.1)	57,628人 (R6.4.1)
3	保育所等利用待機児童数 (10月1日時点)	519人 (H30.10.1)	511人 (R1.10.1)	193人 (R2.10.1)	-	-	-
	保育所等利用待機児童数 (次年度4月1日時点)	178人 (H31.4.1)	70人 (R2.4.1)	8人 (R3.4.1)	9人 (R4.4.1)	15人 (R5.4.1)	4人 (R6.4.1)
4	待機児童発生市町村数 (10月1日時点)	10市町村 (H30.10.1)	13市町村 (R1.10.1)	12市町村 (R2.10.1)	-	-	-
	待機児童発生市町村数 (次年度4月1日時点)	10市町村 (H31.4.1)	9市町村 (R2.4.1)	3市町村 (R3.4.1)	3市町村 (R4.4.1)	3市町村 (R5.4.1)	1町 (R6.4.1)
5	保育所数 (次年度4月1日時点)	508ヶ所 (H31.4.1)	500ヶ所 (R2.4.1)	491ヶ所 (R3.4.1)	482ヶ所 (R4.4.1)	475ヶ所 (R5.4.1)	468ヶ所 (R6.4.1)
6	幼稚園数 (次年度4月1日時点)	66ヶ所 (H31.4.1)	60ヶ所 (R2.4.1)	59ヶ所 (R3.4.1)	57ヶ所 (R4.4.1)	54ヶ所 (R5.4.1)	53ヶ所 (R6.4.1)
7	認定こども園数 (次年度4月1日時点)	148ヶ所 (H31.4.1)	162ヶ所 (R2.4.1)	170ヶ所 (R3.4.1)	179ヶ所 (R4.4.1)	186ヶ所 (R5.4.1)	194ヶ所 (R6.4.1)
8	地域型保育事業所数 (次年度4月1日時点)	108ヶ所 (H31.4.1)	110ヶ所 (R2.4.1)	109ヶ所 (R3.4.1)	109ヶ所 (R4.4.1)	108ヶ所 (R5.4.1)	105ヶ所 (R6.4.1)
教育・保育者等の確保及び資質向上の取組み関係							
1	保育所等保育士数(県内) (4月1日時点)子ども未来課調べ	10,929人	-	-	13,766人	14,146人	14,261人
2	保育士の新規登録者数(県内)	872人	865人	743人	733人	739人	663人
3	保育士の平均的な賃金(県内) 賃金構造基本統計調査	3,480千円	3,671千円	3,405千円	3,465千円	3,673千円	3,798千円
4	子育て支援員研修受講者数 (家庭的保育者等研修を含む。)	93人	94人	75人	75人	150人	150人
5	放課後児童支援員の認定資格 取得者数	331人	238人	141人	196人	192人	201人

地域子ども・子育て支援事業の実施状況							
	各事業の実施市町村数	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
		実績	実績	実績	実績	実績	実績
		(予定)	(予定)	(予定)	(予定)	(予定)	(予定)
1	利用者支援事業	16	19	23	27	27	27
		(16)	(16)	(28)	(29)	(29)	(29)
2	地域子育て支援拠点事業	39	39	39	39	40	39
		(42)	(42)	(42)	(42)	(43)	(43)
3	乳児家庭全戸訪問事業	45	45	45	45	45	45
		(45)	(45)	(43)	(43)	(43)	(43)
4	養育支援訪問事業	33	34	34	34	34	34
		(30)	(30)	(33)	(34)	(34)	(34)
5	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	25	25	27	27	28	26
		(25)	(25)	(27)	(27)	(28)	(28)
6	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	21	23	26	26	24	21
		(17)	(17)	(27)	(27)	(27)	(27)
7	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	29	29	29	29	29	26
		(31)	(31)	(28)	(29)	(29)	(29)
8	一時預かり事業	41	32	31	31	30	31
		(42)	(30)	(40)	(41)	(41)	(41)
9	延長保育事業	41	41	41	39	38	38
		(42)	(42)	(43)	(43)	(43)	(43)
10	病児保育事業	34	35	35	35	35	35
		(42)	(42)	(34)	(34)	(35)	(35)
11	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	41	41	41	40	41	41
		(42)	(42)	(41)	(41)	(41)	(42)

※ H30年度～R1年度欄の下段(予定)は第1期プランを策定した時点(H27年3月)における各市町村の事業実施予定数(市町村数)を示している。

※ R2年度欄以降の下段(予定)は第2期プランを策定した時点(R2年3月)における各市町村の事業実施予定数(市町村数)を示している。

1

2

1 第2章 保護や援助を必要とする子どもへの支援等

- 2 1 児童虐待防止対策の充実
- 3 2 社会的養護体制の充実
- 4 3 ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 5 4 障がい児施策の充実等
- 6 5 子どもの貧困対策の推進

7 8 【主な取組み】

- 9 ● 児童虐待防止体制の充実のため、市町村・児童家庭支援センター・児童相談所による
10 三層構造の児童相談体制の確立・強化を行い、児童虐待の未然防止・早期対応を図り
11 ました。
- 12 ● 里親制度の広報や啓発活動を実施するとともに、ひとり親家庭のこども達に地域で学
13 びの場を提供する「地域の学習教室」などにより、こども達の学習を支援しました。
14 (地域の学習教室 199 か所、こども数 1,202 人)
- 15 ● 発達障がい者支援センター（北部・南部）で相談支援や普及啓発事業を実施（R5 支援
16 件数：3,649 件）し、発達障がいのあるこども等のライフステージに沿った総合的な
17 支援を実施しました。
- 18 ● 生活保護世帯、生活困窮世帯のこどもに対して、塾形式による学習支援や家庭訪問に
19 よる生活習慣・育成環境の改善に関する助言等を行い、こども及び世帯の自立を支援
20 しました。

21 22 【成果と課題】

- 23 ● 悩みなどを相談できる人がいると回答した児童生徒は 72.6%、悩みや子育ての相談な
24 どをできる人がいると回答した保護者は 85.0%となっており、悩みを相談できる体制
25 や支援を強化することが重要となっています。
- 26 ● 児童相談所への相談・通報件数が高止まりの状態となっている中、こどもの安全・安
27 心の確保を図るため、児童相談所など支援機関における人材確保と資質の向上を図る
28 とともに、市町村における要保護児童対策地域協議会の対応力向上に向けた取組みが
29 必要です。
- 30 ● 児童養護施設等において、地域小規模児童養護施設の設置が増加するなど、家庭的養
31 育環境の整備が進みましたが、里親登録数・里親委託率向上のため、ターゲットを絞
32 った広報活動や、里親登録後の支援の実施により、里親登録数・里親委託率増加につ
33 なげていく必要があります。
- 34 ● 「地域の学習教室」について、こどもたちのより身近な場所で、できるだけ多くのこ
35 どもたちが支援を受けられるよう、教室数の拡充等を図る必要があります。
- 36 ● 身近な地域において発達障がいを診療する医療機関が少なく、地域医療機関への発達
37 障がい医療の専門支援や発達障がいを診療できる医師の養成等の体制整備や、発見か
38 ら適切に医療に繋ぐための見極めを支援し、発達障がい児者の早期発見・療育等へつ

1
2
3
4
5

なげる必要があります。

- 相対的に貧困の状態にある子育て家庭の割合は 13.3%であり、特にひとり親家庭は 40.9%と高いことを踏まえ、就労に関する支援を強化する必要があります。

【数値目標の状況】

No.	指 標	計画策定時 (H30年度)	R1年度 実績値	R2年度 実績値	R3年度 実績値	R4年度 実績値	R5年度 実績値	目標値 (R6年度)
1	死亡又はそれに準ずる重篤な 児童虐待事例の発生件数	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件
2	里親委託率	12.8%	12.4%	13.5%	15.6%	17.5%	20.2%	26.9%
3	就業相談・情報提供事業による 就業者数	-	10人	10人	4人	6人	100人	250人
4	給付金・講習会事業による就業 者数	-	97人	190人	270人	322人	431人	500人
5	児童生徒が切れ目なく支援を 受けられる割合(個別の教育支 援計画の小学校から高等学校 までの引継ぎの割合)	-	-	64.7%	83.4%	96.0	97.7%	100%
6	地域の学習教室の開催箇所数・ 生徒数・市町村数	139箇所 759人 30市町村	99箇所 665人 32市町村	176箇所 961人 32市町村	188箇所 1,028人 34市町村	193箇所 1,117人 34市町村	199箇所 1,202人 34市町村	200箇所 1,500人 45市町村

6
7

第3章 子ども・子育て支援に関する様々な施策

- 1 次世代育成に向けた意識づくり
- 2 地域における子育ての支援
- 3 家庭の教育力の向上
- 4 母子保健の充実
- 5 仕事と生活の調和の推進
- 6 総合的な放課後児童対策の推進

【主な取り組み】

- 「聞きなっせ AI くまもと」を多言語対応ができるよう機能を拡充しました。
- 相談窓口設置（R5年相談件数64件）や情報交換会（R5年111人参加）により「地域の縁がわ」の普及・推進を図りました。
- 県内全域で「親の学び」講座を実施（R5年3,524講座、102,907人参加）し、家庭教育の重要性の啓発機会の提供を行いました。
- 不妊に悩む方への支援として、人工授精等の一般不妊治療の医療費助成を行う市町村への補助を行い、不妊治療の経済的負担の軽減を図りました。また、熊本県女性相談センターで不妊専門相談を実施し、保健師等の相談員による不妊に関する電話相談や情報提供等を行いました（R5年115件）。高等学校を中心に思春期保健教育講演会を開催しました。
- 働きやすい職場づくりに取り組もうとする、県内の中小企業・事業所で実施される職場内研修等に対し、社会保険労務士等の専門家を講師として派遣しました（R5年13事業者へ延べ20回派遣）。
- R5年は7市町村（11施設）に対して放課後児童クラブの施設整備費を助成し、受け皿増加につなげました。

【成果と課題】

- 未婚化・晩婚化・少子化が進んでいます。県民アンケートからは、家庭や子育てに夢を持っていない層が見て取れるほか、結婚・妊娠・出産・子育ての希望を持っているものの希望を叶えられていない層が見て取れます。まずはこれまでの施策を再点検し、県として有効な結婚支援事業実施につなげることが重要です。
- こどもを持たないことを希望する学生生徒にその理由を聞くと「自信がない・育て方がわからない」が最多であったことや、こどもの健やかな成長につながることも踏まえ、こどもの頃から自分より小さなこどもと触れ合う経験の提供が重要です。
- 外国人住民の人口増加率が全国で最も高くなり、それに伴い在留外国人のこどもへの対応が重要性を増しています。
- 不妊治療の費用面や仕事の両立など、不妊治療に関する不安を抱える層が少なからずあり、その不安の解消が課題となっています。
- 加齢による不妊リスクを認識していない若年層が少なからずおり、ライフデザイン支

援の充実が課題となっています。

- 分娩取扱医療機関が減少する等、熊本市以外での周産期医療体制が厳しい状況にあることを踏まえ、県内どこでも安心して出産できる環境づくりを推進する必要があります。
- 本県における男性の育児休業取得状況は37.2%で、上昇傾向にありますが、更なる男性の育児休業取得促進が課題となっています。
- 放課後児童クラブの待機児童はH30/5時点で225人だったのがR5/5時点で216人と推移しており、依然として待機児童対策が課題であり、各市町村の教育委員会等の関係者も含めて議論を行うことが重要です。

【数値目標の状況】

No.	指 標	計画策定時 (H30年度)	R1年度 実績値	R2年度 実績値	R3年度 実績値	R4年度 実績値	R5年度 実績値	目標値 (R6年度)
1	くまもと子育て応援の店・企業登録件数	3,235件	3,288件	3,403件	3,477件	3,507件	3,530件	3,700件
2	固定的な性別役割分担に同感しない県民の割合	76.4%	79.1%	81.2%	78.3%	81.7%	82.9%	82%
3	結婚支援に取り組む市町村数	36市町村	34市町村	35市町村	35市町村	35市町村	40市町村	45市町村
4	地域学校協働活動推進員によるカバー率 ※1 学校と地域をつなぐ推進員によりコーディネートされている学校の割合	-	-	93.6%	98.6%	100%	100%	90%
5	各発達段階における「親の学び」講座の実施率	就学前22.2% 小学校89.4% 中学校77.9%	就学前27.0% 小学校94.7% 中学校86.6%	就学前 8.0% 小学校64.9% 中学校51.3%	就学前29.5% 小学校87.8% 中学校64.7%	就学前35.4% 小学校99.6% 中学校98.3%	就学前55.1% 小学校100% 中学校100%	就学前30% 小学校90% 中学校80%
6	子育て世代包括支援センターの設置市町村数	9市町村	-	27市町村	33市町村	45市町村	45市町村	45市町村
7	極低出生体重児出生率	8.6% (H29)	7.6% (H30)	8.3% (R1)	9.7% (R2)	10.3% (R3)	8.3% (R4)	7.5%以下
8	育てにくさを感じたときに、相談先等の解決方法を知っている割合(3歳児健康診査時)	87.5%	-	84.8%	86.8%	86.0% (R3)	85.2% (R4)	90%
9	10代の人工妊娠中絶率	5.1% (H29)	5.1% (H30)	5.2% (R1)	4.5% (R2)	3.9% (R3)	4.0% (R4)	減少 (5.0%以下)
10	育児休業の取得率(男性)	5.7%	4.9%	7.0%	14.2%	22.4	37.2%	13.0%
11	「女性の社会参画加速化宣言」を行った事業所・団体等の数	117事業所 ・団体	138事業所 ・団体	150事業所 ・団体	139事業所 ・団体	141事業所 ・団体	147事業所 ・団体	240事業所 ・団体等

2 相談窓口

こども・若者に関する主な相談機関（全国統一共通ダイヤル、SNS 相談等）

No.	名称	電話番号/受付	内容	URL等
1	「聞きなっせAI くまもと」	24時間365日 QRコードを読み取るか、下記IDで検索し、友だち登録してください。 @kikinasse_kumamoto	 LINEの友だち登録をするだけで、就学未満の子育てのお尋ねに、24時間365日AIが回答します。	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/35/91369.html
2	こころの健康相談電話	0570-030-556 平日：18時00分～翌9時00分 土日祝：24時間（年中無休）	熊本県等が実施している「こころの健康電話相談」等の相談機関に接続します。 ※熊本市民のかたは、「熊本市こころの健康センター」へご相談ください。相談電話：096-362-8100	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/40/1692.html
3	24時間子どもSOSダイヤル	0120-0-78310(なやみいおう)/ 24時間365日	いじめ等の悩みを相談できます。	https://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/167959.html
4	子どもの人権110番	0120-007-110 平日：8時30分～17時15分	いじめ・体罰等の人権問題について相談できます。	https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html
5	児童相談所虐待対応ダイヤル	189(いちはやく)/24時間365日	虐待の疑いがある時などに、児童相談所に通告・相談できます。	https://www.cfa.go.jp/policies/jidougyakutai/gyakutai-taiou-dial
6	地域の警察署	熊本県警察の警察署一覧	いじめ・犯罪等の被害に悩む子どもや家族が相談できる窓口です。	https://www.pref.kumamoto.jp/site/police/88797.html
7	チャイルドライン	0120-99-7777 16時00分～21時00分 (12月29日～1月3日除く)	電話・チャットで悩みを相談できる窓口です。	https://chidline.or.jp/
8	いのちの電話	0120-783-556 毎日：16時00分～21時00分 毎月10日：8時00分～翌日8時00分 0570-783-556 毎日：10時00分～22時00分	電話、メールで悩みを相談できる窓口です。	https://www.inochinodenwa.org/
9	よりそいホットライン	0120-279-338/24時間365日	相談員に電話・SNS等で悩みを相談できる窓口です。	https://www.since2011.net/yorisoi/
10	性犯罪被害相談電話	フリーダイヤル 0120-8343-81 携帯電話専用 096-384-1254 全国統一番号 #8103(ハートさん)	熊本県警察につながる性犯罪被害相談電話窓口です。	https://www.npa.go.jp/higaisya/seihanzai/seihanzai.html
11	性暴力被害者のためのサポートセンターゆあさいどくまもと	096-386-5555 毎日：24時間 (12/28 18:00～1/4 9:00を除く。)	性暴力被害者を支援する「ワンストップ支援センター」の窓口です。	https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/consult.html
12	熊本県ヤングケアラー相談支援センター	096-384-1000 平日：午前8時30分から午後5時まで	ヤングケアラーや若者ケアラーの方などがより気軽にLINEで相談できる窓口です。	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/36/126814.html
13	熊本県ひきこもり地域支援センターゆるここ	電話 096-386-1177 相談時間：（月曜日）・（火曜日）・（木曜日） 午前9時～12時・午後1時～3時	ひきこもりに関する悩みを相談できる窓口です。	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/40/101912.html
14	消費者ホットライン	熊本県消費生活センター 電話番号：096-383-0999（相談専用） 相談時間：月曜日から金曜日 午前9時から午後5時（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）	お近くの県の消費生活相談窓口につながり、消費者トラブルについて相談できます。	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/55/2201.html
15		各市町村の消費生活相談窓口一覧	お近くの市町村の消費生活相談窓口につながり、消費者トラブルについて相談できます。	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/55/50710.html